

# **岡山県災害時広域受援・市町村支援計画**

**令和5年4月**

**岡 山 県**

# 目 次

## 序 章 総論

第1	目的	1
第2	計画の位置付け	1
第3	運用方針	1
1	対象とする災害	1
2	計画の発動	1
3	対象とする期間等	1
4	他機関の活動計画との関係等	1
5	不断の見直し (PDCA)	1

## 第1章 受援体制の整備

第1	組織体制	2
第2	主な防災拠点	5
第3	本部要員等の確保計画	6
第4	受援調整部の設置	7
1	役割	7
2	組織と分掌	8
3	受援調整部の調整範囲	9
4	活動計画	10
第5	市町村の受援体制	11

## 第2章 受援対象業務と対応方針

第1	岡山県庁B C Pの現状と課題	12
第2	他自治体の職員等の応援が想定される業務	13
第3	対応方針	14
1	基本的な考え方	14
2	人的資源の確保	16
3	物的資源の確保	20
4	タイムラインに応じた目標行動	22

## 第3章 市町村支援体制

第1	応援職員の派遣等	25
第2	現地災害対策本部の設置	25
第3	市町村の相互応援	26
第4	災害救助法の適用	26
第5	経費負担等	26

## **第4章 受援業務の手順**

第1	初動体制	27
第2	分野（部局）別活動計画	30
1	緊急輸送ルートの確保計画	30
2	広域応援部隊受入計画	33
3	航空運用活動計画	37
4	保健医療福祉活動計画	40
5	物資調達計画	45
6	燃料調達・電源車配備計画	48
7	避難所運営等の応援職員の受入・市町村派遣計画	50
8	飲料水の応急給水・水道施設の応急復旧計画	52
9	被災建築物応急危険度判定実施計画	54
10	被災宅地危険度判定実施計画	57
11	災害ボランティアの受入れ	60

## **第5章 平時からの取組**

第1	人材育成	62
第2	人材活用	62
第3	協定締結の推進	63
第4	課題改善の取組み	63

# 序 章 総論

## 第1 目的

災害発生時において、県は、被災者を保護し、県民生活の安定を図るとともに、市町村等の業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務がある。一方、東日本大震災や熊本地震の例からも、大規模災害の発生時には職員の被災、災害応急業務の激増等により、様々な分野で必要な人的・物的資源が不足することが予見される。

本計画は、大規模災害時においても県が最大限に機能を発揮し、県民に期待される役割を果たすため、県の通常業務の枠組みにとらわれない機動的な災害応急業務実施体制を確保するとともに、国や知事会、協定団体等外部からの応援を円滑に受け入れ、効果的に活用して、県の災害応急業務や被災市町村の支援ができるよう、受援を想定した体制を整備し、早期復旧・復興を図ることを目的として定めるものである。

## 第2 計画の位置付け

本計画は、県地域防災計画の下位計画として県災害対策実施要綱を補完し、広域応援の受入れ要領を具体的に定めるものである。

## 第3 運用方針

### 1 対象とする災害

本計画は、南海トラフ地震発災時の対応に主眼を置き、他の災害で災害救助法の適用対象となり、本県が広域応援を必要とする場合においても準用する。

### 2 計画の発動

本計画は、県内で震度6強以上の地震が発生したとき又は風水害、その他甚大な被害が発生したことを覚知し、知事が必要と認める場合に発動する。

### 3 対象とする期間等

本計画では、主に発災直後の初動段階、概ね1週間後までの応急段階、その後1か月程度までの復旧段階までの標準的な業務実施体制や業務内容、手順等を定める。

### 4 他機関の活動計画との関係等

本計画は、国や自治体等、他機関の活動計画に基づく応援を妨げるものではない。計画の運用に当たっては、国の機関や他の応援機関との連携を密にし、相互の機能が最大限発揮されるよう努めるとともに、本計画に定めのない事項を含め、災害発生の状況に応じ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

### 5 不断の見直し（P D C A）

本計画の策定後においても、訓練による検証や関係機関との協議・調整、協定内容の見直し、他地域の災害教訓等を踏まえ、P D C Aサイクルで不断の見直しを行いうるものとする。

# 第1章 受援体制の整備

## 第1 組織体制

本計画を遂行するために設置する主な組織と役割及び活動拠点は、次のとおりとする。

### 1 県災害対策本部【県庁東棟 防災・危機管理センター2階】

- ・ 県が所管する災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立する。
- ・ 県地域防災計画及び県災害対策実施要綱の定めるところにより、災害応急対策を実施する。
- ・ 本部を構成する各部局は、災害情報の収集及び伝達、水防その他の応急措置、被災市町村の応援又は災害応急対策の実施、被災者の救護、救助等災害の発生の防御又は拡大防止のための各種措置を実施する。

### 2 受援調整部【県庁3階 大会議室】

- ・ 災害対策本部が定める基本的な方針の下で、国及び被災市町村並びに全国知事会、その他の応援機関との対外的窓口として、応援の受入れ・派遣に関する総合調整を行う。
- ・ 被災市町村の応援や部局業務の遂行に必要な要員について、総務部と職員動員の調整等を行うとともに、外部からの応援と合わせて要員資源の配分、管理を行う。
- ・ 被災市町村や関係機関等との調整を図りながら、被災地で必要な支援物資の調達及び配分、輸送、資源管理等、支援物資に係る対応を一元的に処理する。
- ・ 災害救助事務の運用・調整を行う。
- ・ 被災市町村と調整を図りながら、罹災証明発行業務や住家被害認定調査について、応援の受入れ・派遣に関する調整を行う。

### 3 消防応援活動調整本部【県庁東棟 防災・危機管理センター2階】

- ・ 災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、災害発生市町村の消防の応援等のため県及び市町村が実施する措置の総合調整を行う。
- ・ 被災地消防本部、消防団、県内消防の広域応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整を行う。

## 4 機能グループ

### (1) 航空運用調整班【県庁東棟 防災・危機管理センター2階】

- ・ 岡山県航空運用調整会議の参画機関（陸上自衛隊、第六管区海上保安部、県警察本部、岡山市消防局、岡山県ドクターヘリ、県の各関係部署）で構成し、各救難機関のヘリコプター等航空機が安全かつ効率的に活動できるよう、「大規模災害発生時等における岡山県航空運用調整班活動計画」に基づき、必要な調整を行う。

### (2) 燃料調達班等【県庁3階 大会議室】

- ・ 災害応急対策の拠点となる重要施設や消防・警察車両及び支援物資輸送車両等が必要となる場合に備え、燃料調達等の活動を行う。

する燃料の調達や、円滑で安定的な供給を確保するための関係機関との調整等を行う。

- ・ その他、災害対応の状況に応じて、災害対策本部（応急対応班）の下部組織として、災害応急対応業務を調整する機能グループを設置し、災害対策本部が定める基本的な方針の下で、自律的に活動する。

## 5 地方災害対策本部【各県民局】

- ・ 災害対策本部が所管する災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制のもとに、県地域防災計画及び県災害対策実施要綱の定めるところにより、災害予防の措置及び災害応急対策を実施する。

## 6 現地災害対策本部【被災市町村庁舎等】

- ・ 県災害対策本部条例に基づき、人的被害が多数に上る甚大な被害が発生し、災害対策本部長が必要と認めた被災市町村に設置し、市町村災害対策本部を支援、又は、一部機能を代行することにより、当該地域の災害応急対策を重点的に推進する。

## 7 災害保健医療福祉調整本部【県庁9階 大会議室】

- ・ 災害対策本部が設置されるときに、災害対策本部の下に設置する。
- ・ 県レベルで災害時の保健医療福祉活動に関する調整を行うため、地域災害保健医療福祉調整本部、D M A T 県調整本部、D P A T 県調整本部等を指揮下に置き、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉情報の収集・整理・分析及び提供、傷病者等の受入れの要請及び搬送に関する総合調整、医薬品等の供給に関する総合調整、医療ボランティアの総括、その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項についての処理を行う。

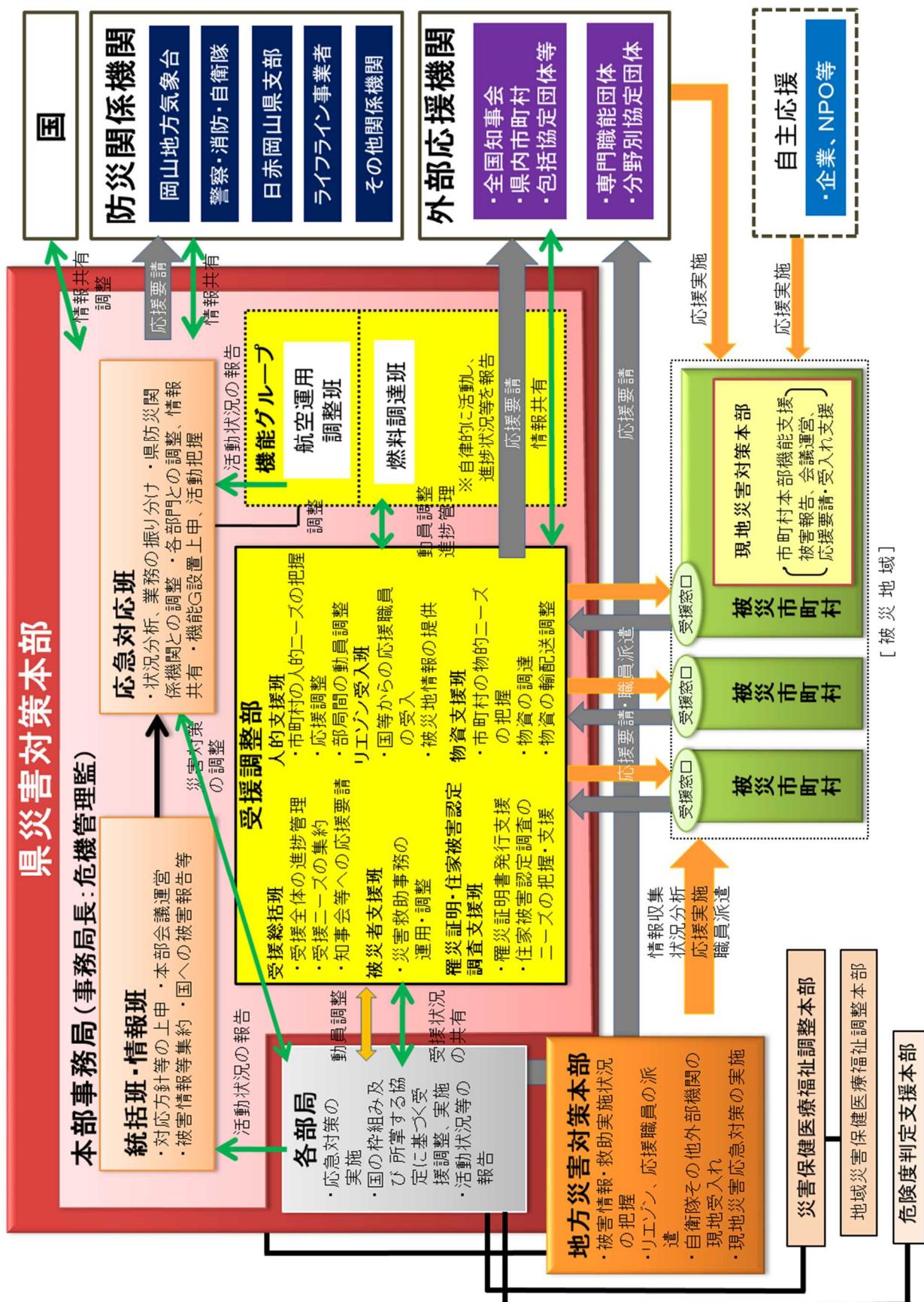
## 8 政府緊急災害現地対策本部【県庁3階 会議室】

- ・ 災害対策基本法に基づき、内閣府に臨時に設置される緊急災害対策本部の事務の一部を担い、国と被災地方公共団体のトップ間で定める統一方針のもと、政府のワンストップ窓口として、災害応急対策を被災地方公共団体と一体となって実施する。
- ・ 政府現地対策本部が設置された場合は、政府現地対策本部を通じたトップ会談や合同会議などを通じて国と連携を図るとともに、政府現地対策本部要員の活動環境（会議室、通信環境等の活動空間や事務机、椅子等の調度類の貸出等）を整える。

## 9 その他、防災機関指揮所等【県庁3階 会議室、県民局等】

- ・ 国の関係機関やライフライン、公共交通機関などの防災関係機関が現場活動の調整を行うための連絡・指揮所等を設置する場合は、速やかに活動拠点スペースを確保し、災害対策本部との情報共有、緊密な連携を図る。

(支援体制図)



## 第2 主な防災拠点

広域応援の受け入れのための主な防災拠点は、次のとおりである。

施設名	所在地	機能
岡山県総合展示場 コンベックス岡山	岡山市北区大内田 675	広域物資輸送拠点
岡山空港	岡山市北区日応寺 1277	航空機の駐機、給油等 航空搬送拠点、臨時医療施設候補地 広域物資輸送拠点
水島港	倉敷市	海上輸送拠点（受入港）
岡山港	岡山市、玉野市	
宇野港	玉野市	
岡南飛行場	岡山市南区浦安南町 640	航空機の駐機、給油等
山陽自動車道 吉備 SA	岡山市北区今岡	広域進出拠点 (消防庁、警察庁、国交省 (TEC-FORCE))
岡山自動車道 高梁 SA	高梁市巨瀬町 1163-45	
道の駅「みやま公園」	玉野市田井 2-4464	
道の駅「奥津温泉」	苫田郡鏡野町奥津 463	

### 第3 本部要員等の確保計画

本計画を遂行するために設置する部局横断組織に配置する要員は、次により確保する。

ただし、発災時の状況により、予定する部局から要員が確保できない場合や、設置する組織の規模を拡大する必要が生じた場合は、県災害対策実施要綱に基づき、災害対策本部事務局長からの要請により総務部長（人事班）が調整し、必要な要員を確保する。

組織	職務		所属・役職	配置人数		
災害対策本部事務局（集中配備室）	統括班、情報班、応急対応班、庶務班、報道班	班員	各部局・役職指定なし	別に定める人数		
	事務局幹部補佐		防災業務経験者	必要人数		
	総合統制グループ		関係課・課長	必要人数		
受援調整部	部長		人事委員会事務局長 (代理者) 労働委員会事務局長 監査事務局長	1名		
	受援統括班	班長	行政委員会事務局・主幹以上	1名		
		副班長	総合政策局・主幹以上	1名		
		班員	総合政策局及び総務部	2名		
	被災者支援班	班長	子ども・福祉部・課長級	1名		
		班員	子ども・福祉部及び住宅課	15名		
	罹災証明・住家被害認定調査支援班	班長	危機管理課・主幹以上	1名		
		班員	経験者等	7名		
	人的支援班	班長	県民生活部・課長級	1名		
		副班長	総務部・課長級	1名		
		班員	人事課及び県民生活部・主幹以上	6名		
物資支援班	リエゾン受入班	班長	総務部・主幹以上	1名		
		班員	環境文化部・主幹以上	2名		
	本部	総括	産業労働部・課長級	1名		
		その他	産業労働部	8名		
		総括	産業労働部・課長級	1名		
		その他	産業労働部	5名		
燃料調達班	総括		出納局・主幹以上	1名		
	その他		出納局及び行政委員会事務局	2名		
航空運用調整班			消防保安課	必要人数		
災害保健医療福祉調整本部			保健医療部、子ども・福祉部	別に定める人数		
総合ボランティア班			県民生活部及び関係課			
地方災害対策本部			県民局			
現地災害対策本部		本部長	各部局（保健医療部、子ども・福祉部及び土木部を除く）・副課長等	1名×設置数		
		副本部長	県民局・主幹以上	同上		
		本部員	県民局（健康福祉部、建設部等）防災業務経験者を含む。	3～6名×設置数		
				必要人数		

※交代要員も同様とする。

※受援調整部の初動対応については、危機管理課職員が支援を行う。

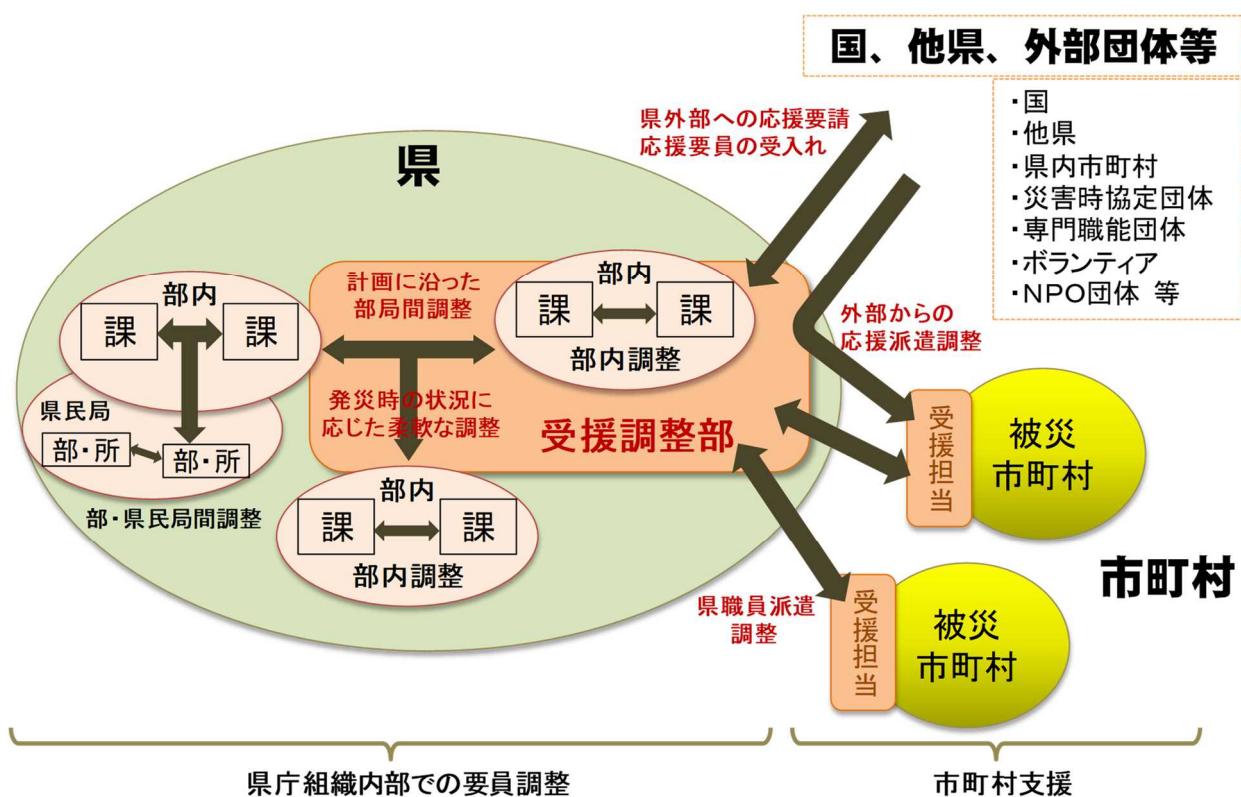
## 第4 受援調整部の設置

### 1 役割

災害対策本部内に受援調整部を設置し、災害対策本部が定める基本的な方針の下で、被災市町村及び国や全国知事会、その他の応援機関との対外的な窓口として、応援の受入れ・派遣に関する総合調整を行う。

また、市町村支援要員や不足する部局要員について、総務部と職員動員を調整し、被災地での適切な災害応急対策の実施に必要な資源の確保、配分及び管理を行う。

受援調整部の役割と各組織間での要員確保イメージ



## 2 組織と分掌

受援調整部には、受援総括班、被災者支援班、罹災証明・住家被害認定調査支援班、人的支援班、リエゾン受入班及び物資支援班を設け、受援調整部長の統括の下で、主に次の業務を行う。



### 3 受援調整部の調整範囲

受援調整部が行う応援・受援の調整は、応援の枠組み（応援機関の性質、調整ルール等）や各部局が所管する災害応急業務との関連性を考慮し、次の取扱いを基本とする。

なお、関係部局が調整主体となるものについても、受援調整部が初動時の関係部局への取り次ぎ等を行うほか、県全体の受援状況を適宜把握し、災害対策本部に報告するものとする。

＜想定する主な応援・受援調整の役割分担＞

◎調整主体 ●情報共有

区分		受援調整部	関係部局 (専門組織)
県の枠組み	全国都道府県の広域応援に関する協定	◎	●
	中国5県の広域支援に関する協定		
	中国・四国地方の広域支援に関する協定		
	他県との個別協定（香川県、兵庫県）		
	関西広域連合と中国地方知事会との相互応援に関する協定		
	岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定		
	民間企業等との協定（危機管理課所掌）		
	医療、保健、福祉、土木、建築、その他専門職能団体、業界団体等との協定等（各部所管）	●	◎
人的支援	(総務省) 応急対策職員派遣制度	◎	●
	(消防庁) 緊急消防援助隊	●	◎ (消防応援活動調整本部)
	(警察庁) 警察災害派遣隊	●	◎ (警察本部)
	(自衛隊) 災害派遣部隊	●	◎ (応急対応班)
	(国交省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	●	◎
	(厚労省) 救護班・災害派遣医療チーム (DMAT)	●	◎ (災害保健医療福祉調整本部)
	(厚労省) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)	●	
	(厚労省) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	●	
	(環境省) 災害廃棄物処理支援ネットワーク D-Waste-Net	●	◎
	その他、国の枠組みで実施される応援	●	◎
市町村	全国市長会、全国町村会、指定都市市長会の協定	●	—
	市町村間の個別協定	●	—
	民間企業等との個別協定	●	—
自治体、企業、N P Oの自主応援		◎	●
ボランティア		●	◎
物的支援	食料、生活用品等、別に定める物資品目	◎	●
	トラック（ドライバー含む）による輸送力の確保	◎	
	企業等からの自主応援の申し出	◎	
	特殊な資機材等*	◎●	●◎
	施設の提供*	◎●	●◎
義援金の申し出		●	◎

\*個人からの支援物資は、原則受け取らないこととし、義援金による支援を広報する。

\*特殊な資機材等及び施設の提供については、協定締結の状況等に応じて決定する。

## 4 活動計画

### (1) 基本方針

県域全体の応援受援調整を総括し、各部と適切に役割分担しながら、庁内の応援動員及び外部からの応援を最大限有効に活用し、被災地等での適切な災害応急活動につなげる。活動に当たっては、特に被災市町村の行政機能の状況を積極的に把握し、事態の進展を予測しながら、必要な資源を迅速かつ的確に投入できるよう対処する。

### (2) 初動からの業務の流れ（イメージ）



※具体的な業務要領は、別に定める。

## 第5 市町村の受援体制

東日本大震災を受けて災害対策基本法が改正され、「地方公共団体は地域防災計画を定めるに当たり、円滑に他の者（防災関係機関、民間企業、ボランティア等も含む。）の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること」や、「円滑な相互応援の実施のために、相互応援に関する協定の締結や共同防災訓練の実施など必要な措置を講ずるよう努めること」が定められている。

災害が発生すると、被災市町村では、発生直後の「初動期」から、「応急期」、「復旧・復興期」に至る時間経過の中で、被災者支援を中心に通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となり、単独での対応が困難となる。

このため、市町村に対し、必要な支援を行いながら、業務継続計画の策定・不断の見直し、国のガイドラインを踏まえた実効性のある受援体制の確立を促すとともに、平時から県と市町村の役割を明確化しておくことにより、大規模災害時の適切な災害応急対策の実施体制を確保するものとする。

## 第2章 受援対象業務と対応方針

### 第1 岡山県庁BCPの現状と課題

#### 1 岡山県庁BCPの見直し

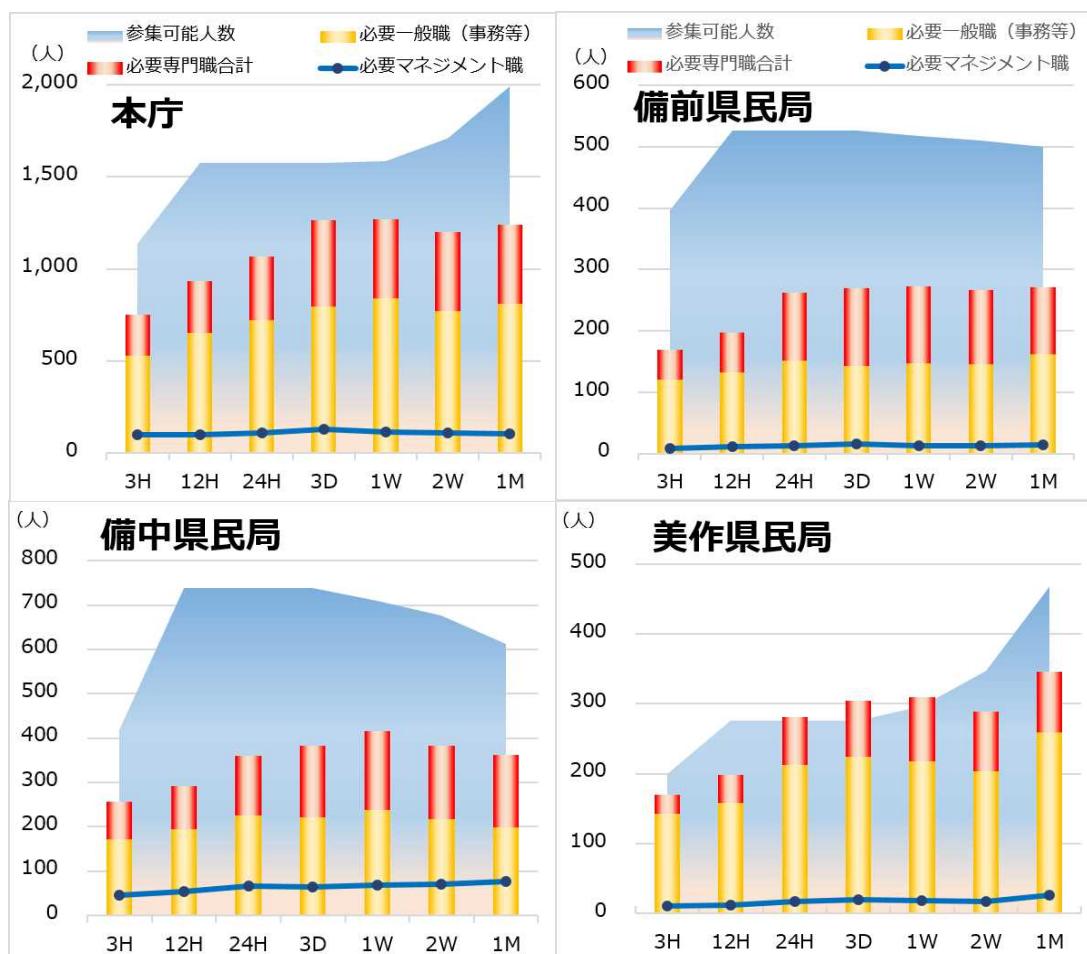
平成30年7月豪雨災害の教訓等を踏まえ、岡山県庁BCPでリストアップされている非常時優先業務等を見直した結果、一部の県民局で人員不足が生じる。

##### (1) 現状

- 美作県民局では人員不足が発生する時間帯が生じる。
- 本庁各部局において、人員の過不足に大きな偏りがある。
- 全庁的に専門職やマネジメント職を必要とする業務が多く存在する。

##### (2) 課題

- 県庁組織内での部局間・県民局間の職員動員や、災害時応援協定の活用、専門職能団体への要請、ボランティア等の活用など、人員不足を補うための要員確保の具体策が必要である。
- 発災後、しばらくの間24時間体制で勤務が必要となる業務については、交代要員のローテーションを検討しておく必要がある。



## 第2 他自治体の職員等の応援が想定される業務

岡山県庁B C Pで対象としている業務以外で、他自治体の職員等の応援が想定される主な業務は、次のとおりであり、避難所運営や応急危険度判定など、同一業務で多数の要員が必要となる業務がある。

業務	職種等	受援時期		
		初動期	応急期	復旧期
避難所運営	一般職		○	→
罹災証明発行業務	一般職		○	→
住家被害認定調査	経験者		○	→
保健活動（災害時公衆衛生活動等）	保健師、栄養士、一般職等	○	→	→
給水活動	関係機関等	○	→	→
被災建築物応急危険度判定 及び被災宅地危険度判定	建築職、土木職、判定士	○	→	→

### 第3 対応方針

#### 1 基本的な考え方

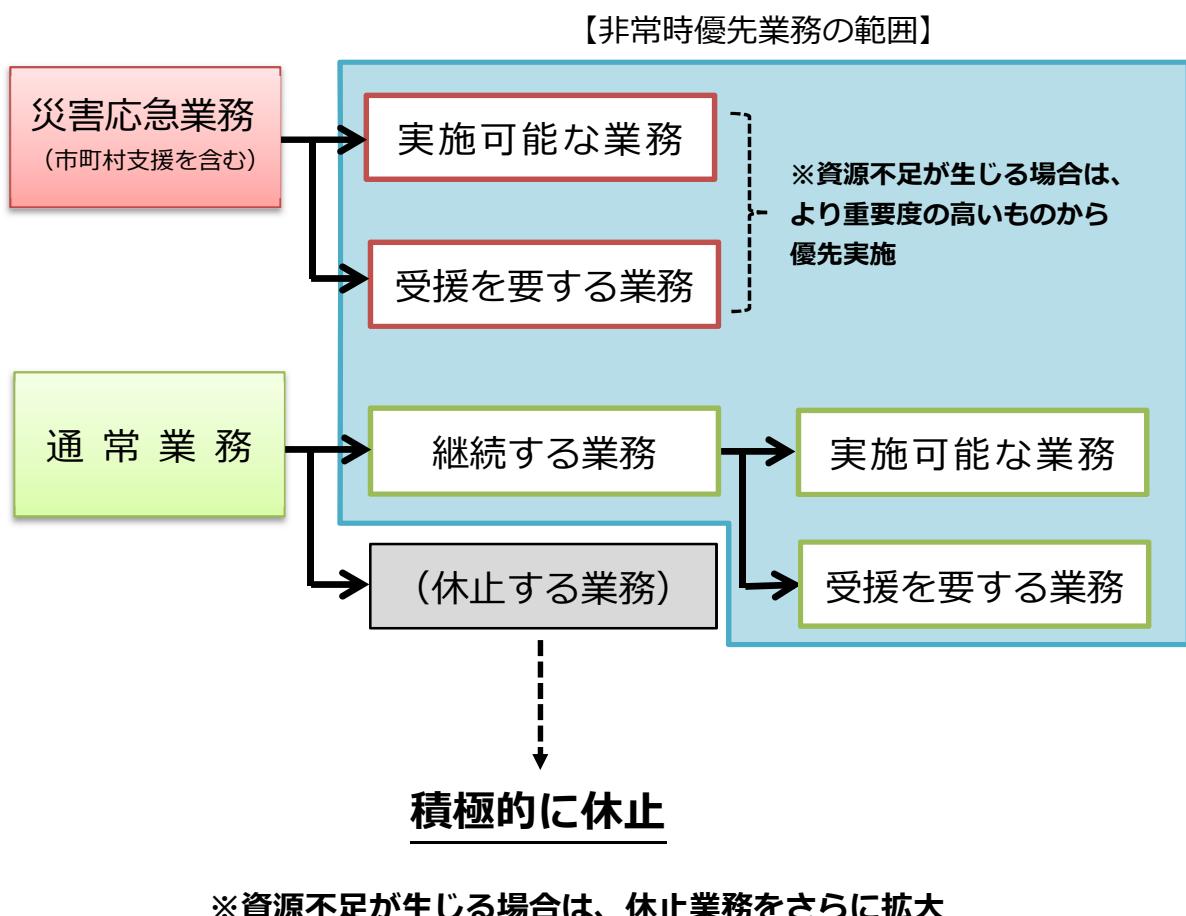
##### (1) 非常時優先業務中心主義の徹底

大規模地震等災害発生時には、県民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

岡山県庁 BCP では、「非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、または、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する」とする非常時優先業務中心主義を定めているところであるが、大規模災害時においては、想定外の事態により、岡山県庁 BCP で定めた非常時優先業務の全てを実施することが困難になることも想定される。

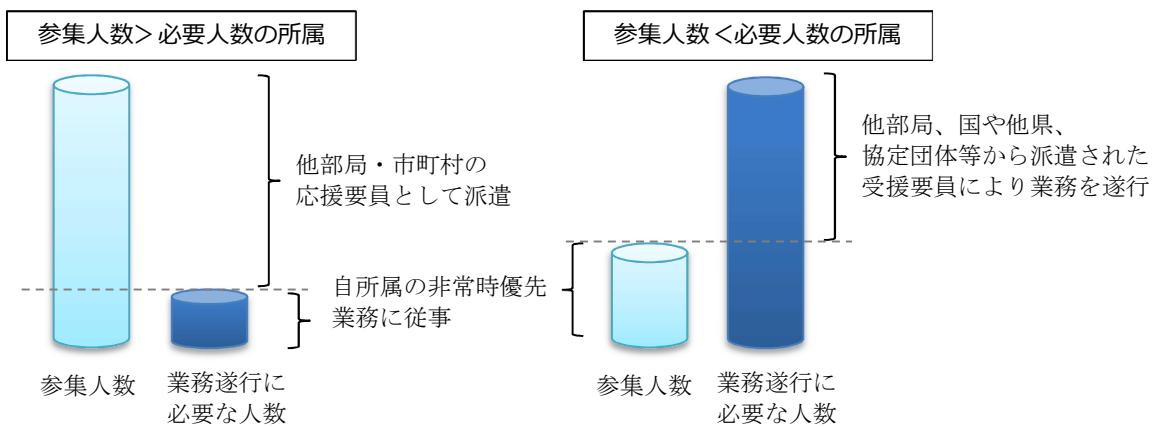
その場合にあっては、「被災者の保護」及び「県民生活の安定」の観点から、より影響が大きい業務をさらに絞り込んだ上で必要な資源を確保し、実施するものとする。また、休止する業務等の範囲を必要に応じて県民に周知し、理解を求めるよう努める。

(非常時優先業務のイメージ)



## (2) 資源確保の全庁主義

非常時優先業務に必要な要員の確保・配分に当たっては、受援調整部と総務部が連携して、災害対応等の非常時優先業務が比較的少ない所属の職員など、限られた資源を最大限に有効活用できるよう、全庁横断的に迅速かつ柔軟に動員調整を行う。



## (3) 健康上の配慮

大規模災害時においては、職員自身が被災する可能性があるほか、緊迫した状況の中での災害応急業務の遂行に当たって、様々な面で職員の心身への負担が大きくなることが想定される。

このため、適切な勤務ローテーションを可能な限り早期に確立し、過度の業務集中を避けるなど、職員の心身の健康管理に十分配慮する。

## 2 人的資源の確保

### (1) 要員確保の考え方

大規模災害の発生時には、発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要となり、また、市町村支援業務を含む災害応急業務を実施するためには県庁組織内での職員動員では対応できないことが想定される。このため、資源確保の全庁主義により動員調整するとともに、次の人的支援の受入スキームにより他自治体からの要員確保を円滑に進める。

また、国や関係機関と連携を図り、災害対応の分野に応じて必要となる職種の要員を確保する。

### ■ 人的支援の受入スキーム（イメージ）



## <参考>

全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WGの報告においても、下表の分野・職種で広域応援が必要とされており、あらかじめ起こり得る事態を想定し、発災時の応援・受援調整が円滑に行えるよう、十分に備えておく必要がある。

### **全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討WGの「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）」（平成27年7月）**

時期	必要とされる分野・職種
初動期 (発災～3日程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療対策要員           <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班</li> <li>・ドクターヘリ</li> </ul> </li> <li>○災害対策本部機能支援要員</li> <li>○避難所運営支援要員</li> <li>○物資集積・配送拠点運営要員</li> </ul> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急対策要員           <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁）</li> <li>・緊急消防援助隊（消防庁）</li> </ul> </li> <li>○医療対策要員（DMAT（厚生労働省））</li> <li>○給水車、給水要員（（社）日本水道協会）</li> <li>○被災建築物応急危険度判定士           <ul style="list-style-type: none"> <li>（近畿被災建築物応急危険度判定協議会）</li> </ul> </li> <li>○被災宅地危険度判定士（国土交通省）</li> </ul> <p>※国が派遣する要員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊</li> <li>○海上保安庁</li> <li>○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省）</li> <li>○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省）</li> <li>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</li> </ul>

<p>応急対応期 (避難所)</p> <p>復旧期 (仮設住宅期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部機能支援要員</li> <li>○避難所運営支援要員</li> <li>○物資集積・配送拠点運営要員</li> <li>○保健・医療・福祉連絡要員</li> <li>○公衆衛生・感染症対策要員</li> <li>○被災者の心のケア要員</li> <li>○応急仮設住宅整備要員</li> <li>○社会基盤施設復旧要員</li> <li>○災害廃棄物処理計画策定要員</li> <li><b>○被災者生活支援窓口要員</b></li> <li><b>○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）</b></li> <li>○教員（教育支援要員）</li> <li>○文化財緊急保全要員</li> <li>○ボランティアコーディネーター</li> </ul> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁）</li> <li>○水道復旧要員 ((社)日本水道協会)</li> <li>○下水道復旧要員 ((公社)日本下水道協会)</li> <li>○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）</li> <li>○海外からの派遣（外務省）</li> </ul>
<p>復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会基盤施設復旧要員</li> <li>○被災者の心のケア要員</li> <li><b>○被災者生活支援窓口要員</b></li> <li><b>○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</b></li> </ul>

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

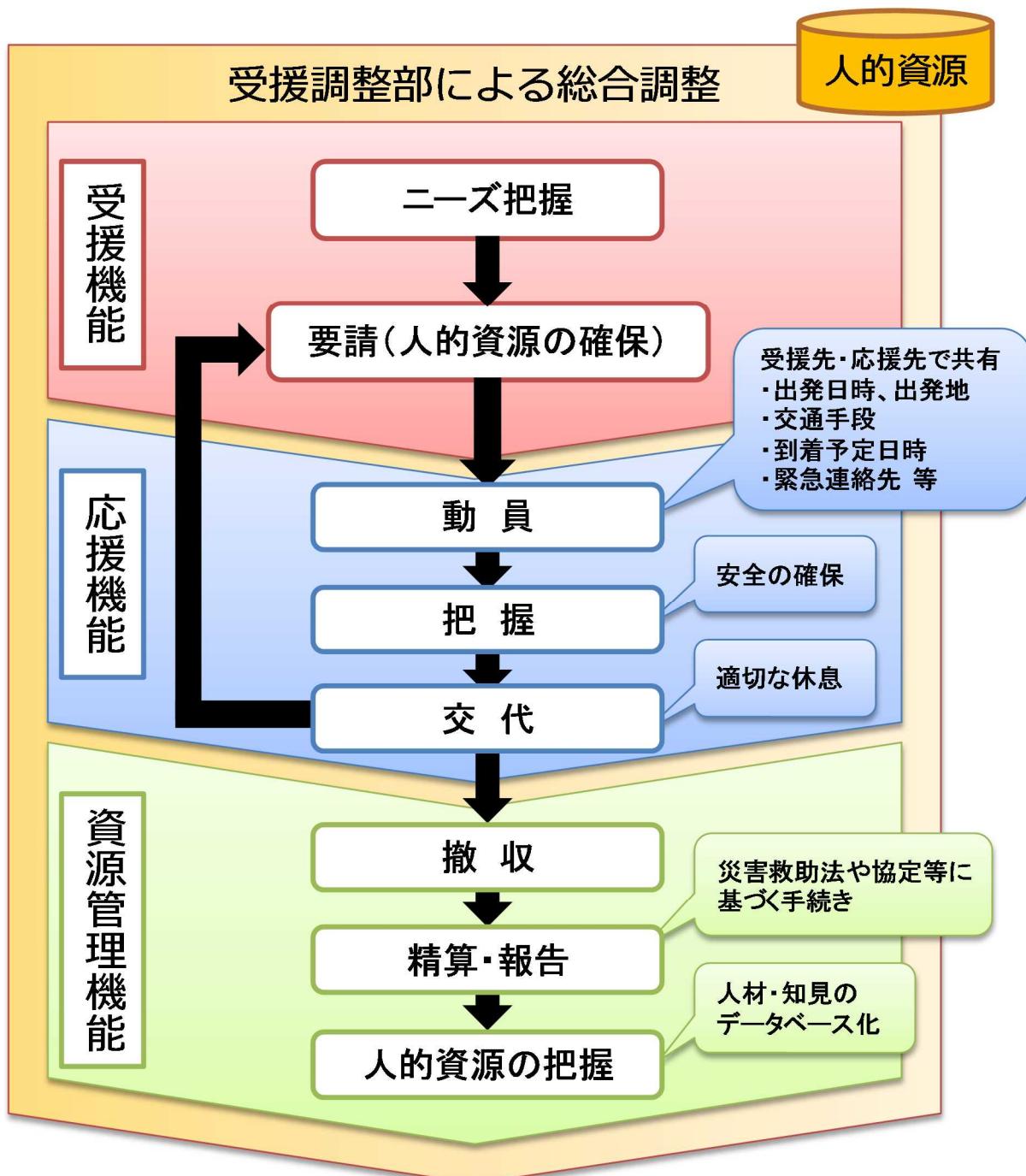
※太字は国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整を行うことが望ましい分野・職種を示す。

※関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（案）」を一部修正

## (2) 業務の流れ

人的資源の確保に関する業務の流れは概ね次のとおりとし、被災市町村や応援要請先との間で、双方の役割を含めた全体像を十分に認識共有しておくものとする。

また、特に発災当初においては、被災市町村の機能が大幅に低下することが想定されることから、県が積極的に被災地のニーズや市町村の対応状況を把握するよう努める。



### 3 物的資源の確保

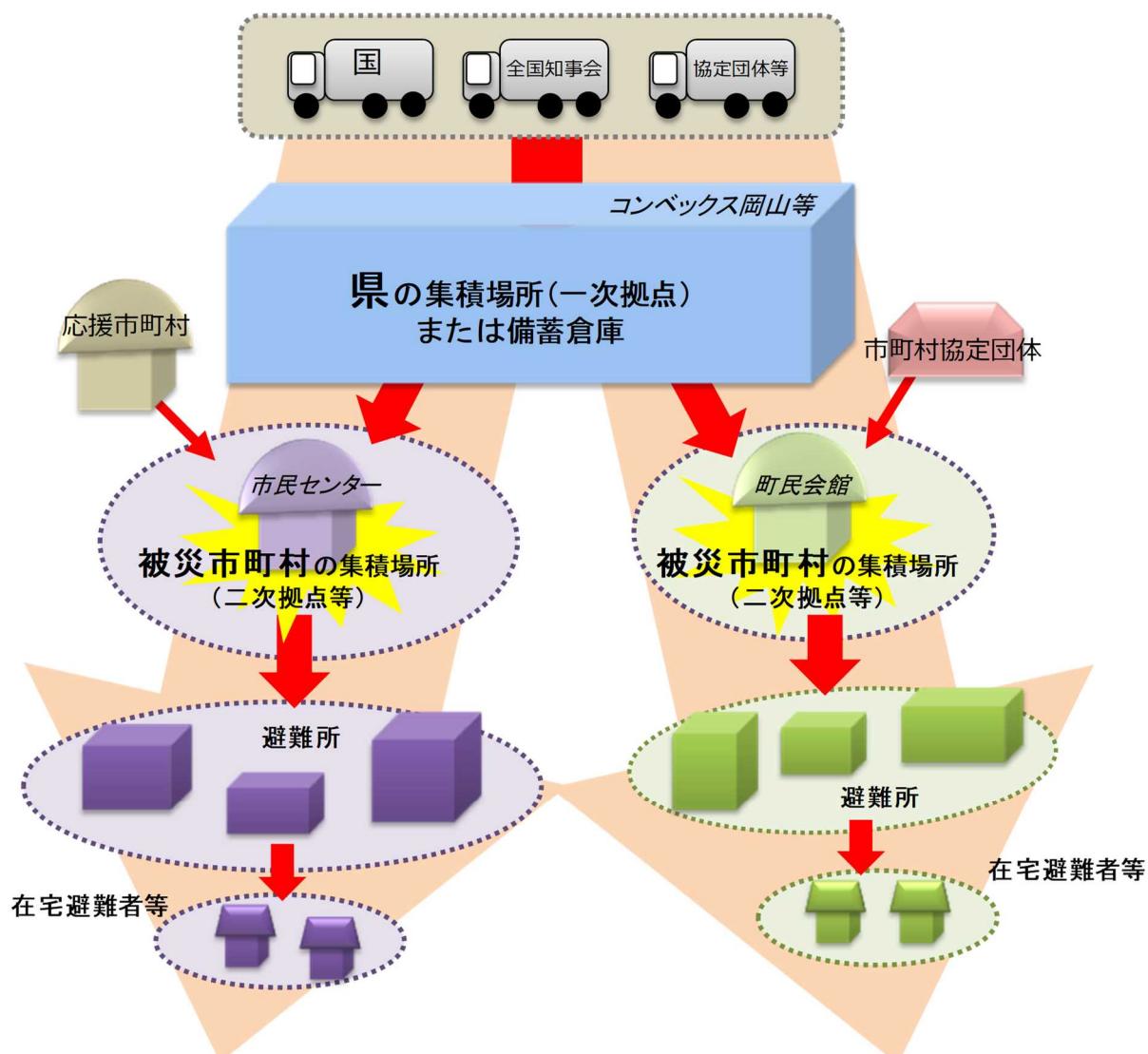
#### (1) 支援物資確保の考え方

大規模災害時には、国や全国知事会、協定締結団体等、多様な機関から支援を受けることが必要となる一方で、全国から善意で送付される義援物資が新たな課題を引き起こすことも、過去の災害で明らかになっている。

このため、災害対策本部に設置する受援調整部物資支援班を中心として、協定先の物流事業者と緊密に連携し、効率的な物流機能を確保するとともに、不要な物資の受け入れ抑制や適正な在庫管理を行う。また、どれだけの物資が被災地に入っているのか、過不足はどのような状況かなど、被災地での物的資源の状況を隨時把握し、課題改善につなげる。

#### (2) 支援物資の流れ

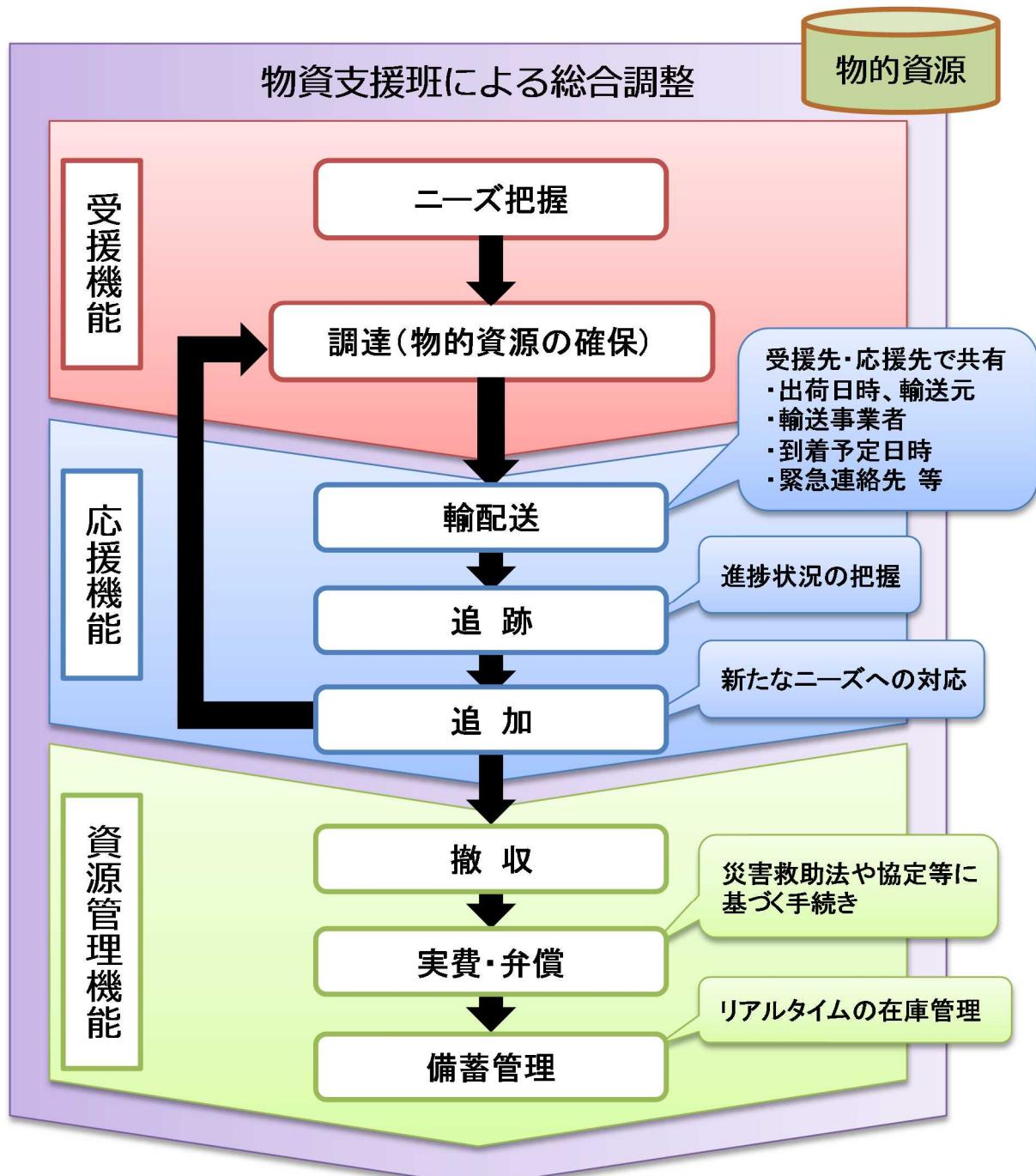
支援物資の流れは次を基本とし、被災地の状況や支援物資の特性等を踏まえて、必要な調整を行う。県は、被災市町村の2次拠点まで円滑に供給する役割を担うが、状況に応じ、市町村業務の支援について、必要な措置を講じる。



### (3) 業務の流れ

物的資源の確保に関する業務の流れは概ね次のとおりとし、被災市町村や応援要請先との間で、あらかじめ双方の役割を含めた全体像を十分に認識共有しておくものとする。

また、特に発災当初においては、被災市町村の機能が大幅に低下することが想定されることから、県が積極的に被災地のニーズや市町村の対応状況を把握するよう努める。

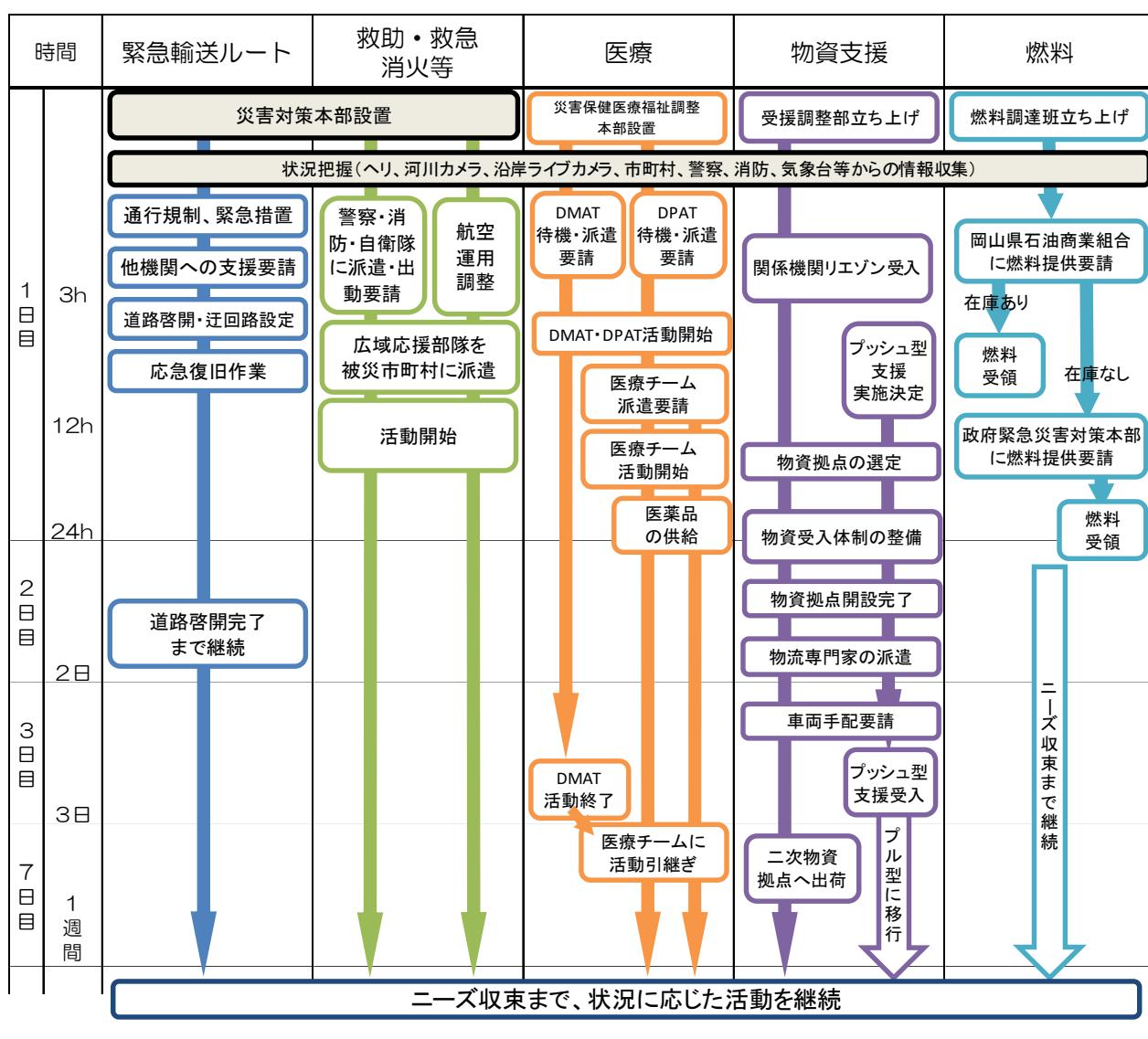


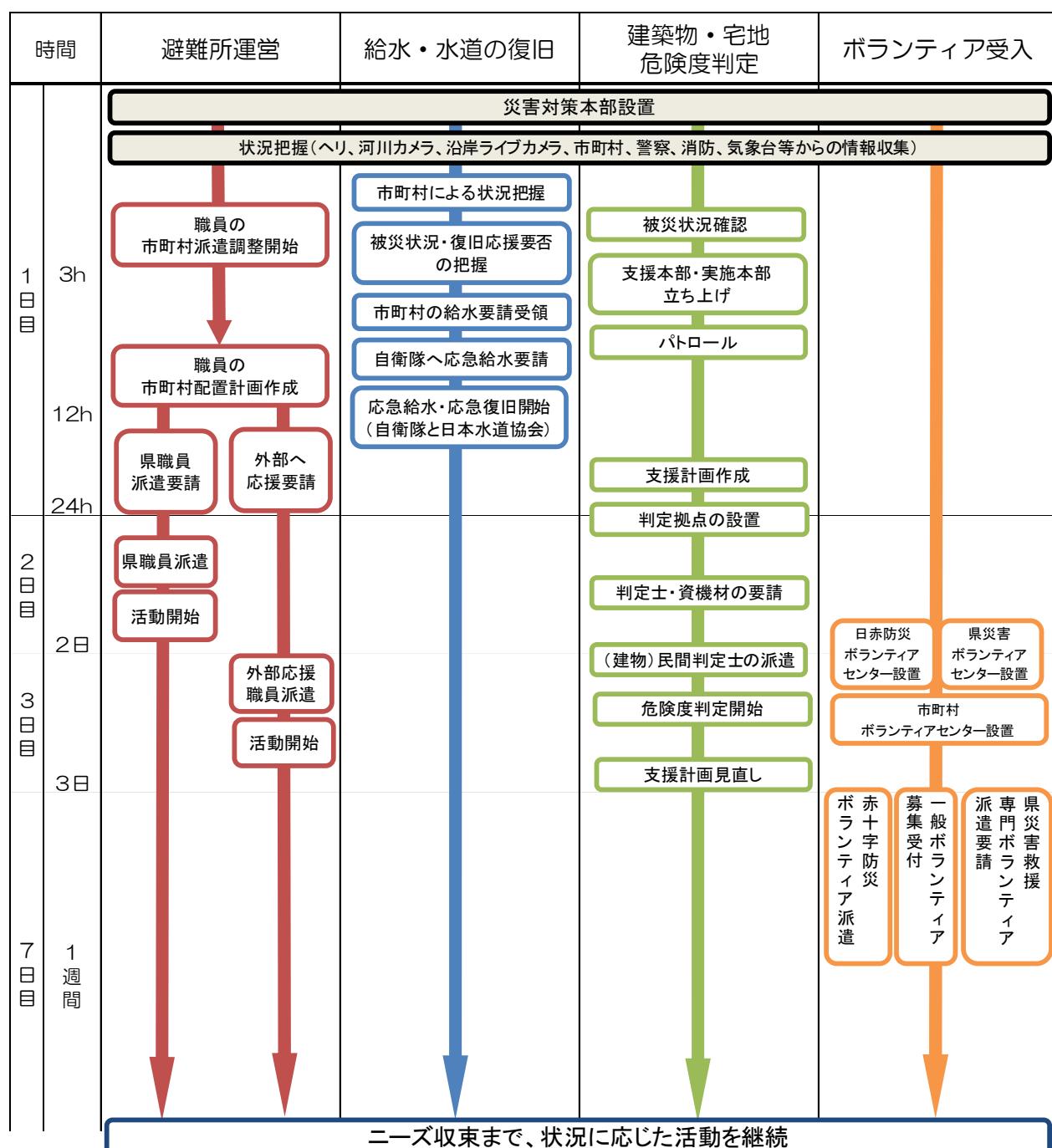
#### 4 タイムラインに応じた目標行動

発災時において、迅速な救助・救援活動等を行うためには、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、県外からの応援部隊や支援物資を円滑に受入れる体制づくりを早期に確立し、速やかに必要な資源を被災地に投入・展開する必要がある。また、特に南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく国の応急対策活動との緊密な連携が必要となる。

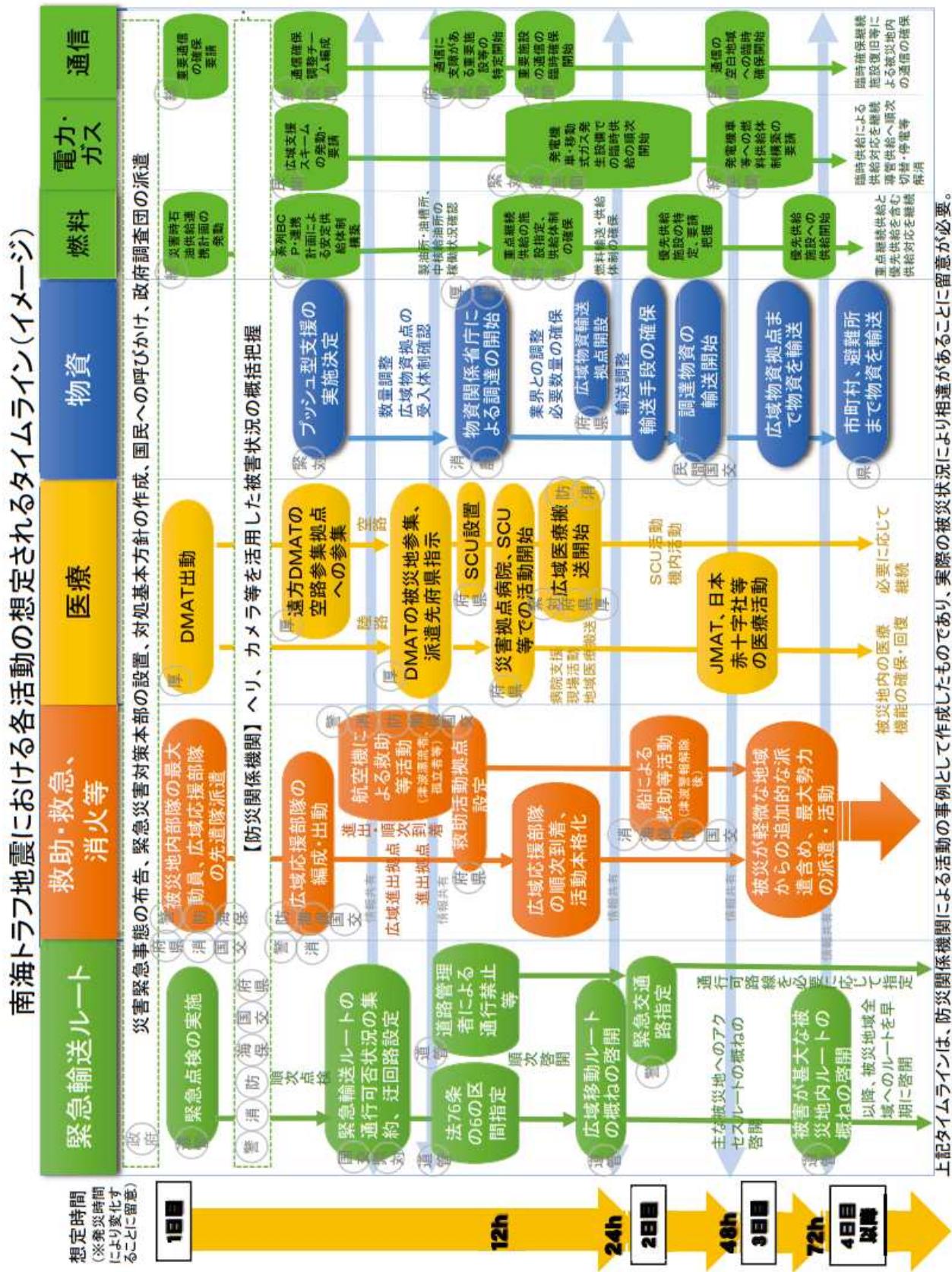
このため、本県の応急対策活動に係る目標設定の目安として、次のとおり初動期のタイムラインを定め、これを基本に関係機関と連携をとりながら活動を行うものとする。なお、本タイムラインは、あくまでも目安であり、実際の発災時間や被害状況に応じて調整する必要があることに留意する。

＜各分野のタイムラインに応じた初動期の活動＞





### 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」抜粋



## 第3章 市町村支援体制

### 第1 応援職員の派遣等

#### 1 リエゾンの派遣

県民局長が必要と認めたときは、県民局・地域事務所職員から被災市町村にリエゾンを派遣する。派遣する職員は、市町村ごとに原則1～2名とし、次の業務を行う。なお、県本部は、特段の必要が生じた場合には、リエゾンへ直接指示を行う。

〈リエゾンの業務〉

- ・ 県民局・県本部と市本部との間のWeb会議システムの設定
- ・ 県民局長から指示された業務
- ・ 市本部から依頼された県本部への連絡業務
- ・ 県本部から依頼された市本部への連絡業務

#### 2 Web会議システムによる情報共有

県庁防災・危機管理センターの本部会議室と県民局及び地域事務所、市町村をWeb会議システムで結び、リアルタイムで情報共有を行うことにより、命に関わる重要事象に即応できる体制を整える。

#### 3 「応急対策職員派遣制度」の活用

被災市町村において、災害対応業務を支援するための応援職員や、災害マネジメント総括支援員及びその補佐をする災害マネジメント支援員等からなる総括支援チームの派遣の必要性を把握し、総務省等に情報提供を行う。

総務省は、応援職員確保調整本部のもとに応援職員確保現地調整会議を設置し、被災地域ブロック内の地方公共団体等から被災市町村へ対口支援を行う。

## 第2 現地災害対策本部の設置

人的被害等が多数に上る甚大な被害が発生し災害対策本部長が必要と認めたときは、県災害対策本部条例に基づき被災市町村に現地災害対策本部を設置し、市町村災害対策本部を支援又は一部機能を代行するなどにより、当該地域の災害応急対策を重点的に推進する。

現地災害対策本部の組織体制及び役割は、次の考え方を基本とし、発災時の状況や被災市町村の意向を踏まえて柔軟かつ適切に運営する。

#### 1 組織と役割

職務	所属・役職	役割
本部長	本庁・副課長等	
副本部長	県民局・主幹以上	
本部員	県民局健康福祉部	・市町村災害対策本部の運営支援 ・県災害対策本部との連絡調整 ・被害報告及び災害応急対策実施支援 ・受援ニーズの把握、応援の受け入れ支援 ・国、県による現地調査、視察等に係る調整 ・その他、関係機関との現地調整等
	県民局建設部	
	県民局その他	

※ 構成員は災害対策本部長が指名するものとし、リエゾンを派遣している場合は、現地災害対策本部がその機能を引き継ぐ。

## 2 廃止基準

市町村の災害対策本部機能が回復し、災害対策本部長が、現地対策本部設置の必要がなくなったと認めたときは、現地災害対策本部を廃止する。

## 第3 市町村の相互応援

本計画が発動した場合には、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づく相互応援を開始するものとし、受援調整部が「岡山県災害時相互応援・受援業務要領」に定める県及び市町村間の応援受援調整等の業務を総括する。

なお、応援の実施に当たっては、市町村が別に締結した他の自治体との相互応援協定等に基づく応援を妨げることなく、効果的な連携が図られるよう留意する。

## 第4 災害救助法の適用

知事は市町村（岡山市を除く。以下この項において同じ。）の被害状況を速やかに把握し、災害救助法に定める適用基準に合致する場合は、該当する市町村の区域に災害救助法を適用するとともに、同法による救助を実施する市町村の区域を公示する。

岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されるため、災害救助法第2条の3の規定による連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、岡山市との間で、救助に必要な資源の配分調整を行う。

なお、災害救助法の適用を検討するに際しては、必要に応じて被災市町村の災害対策本部に出向いて情報収集を行うなど、県が積極的に被害状況の把握を行うものとする。

## 第5 経費負担等

県が負担する災害救助法の対象経費については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）のとおりであり、国の負担を得て支弁する。

なお、県及び岡山市は、相互の応援に要する資源について、それぞれが契約し、費用を支弁した上で、後でその内容を双方で確認し、法第20条第1項の規定により相互に費用の求償を行うものとする。

また、応援に要した経費のうち災害救助法の対象とならないものについては、協定等で別に定める場合を除き、原則として受援側（被災自治体）が負担するものとする。ただし、自治体職員の短期派遣に係る経費については、派遣自治体に特別交付税措置の手続きを要請し、当該手続きによっても措置されない部分を、原則として受援側（被災自治体）が負担する。

## **第4章 受援業務の手順**

### **第1 初動体制**

#### **1 活動の開始時期**

本計画は次の場合に発動する。また、本計画の発動が決定した場合は、災害対策本部事務局長（危機管理監）が災害対策本部員に通知することにより、被害全容の把握を待つことなく、各部門の災害応急対策活動を直ちに開始する。

- ① 県内で震度6強以上の地震が発生したとき
- ② その他県内で甚大な被害が発生したことを覚知し、知事が必要と認める場合

#### **2 災害対策本部の設置等**

災害発生後、直ちに災害対策本部を設置するとともに、被災市町村に県民局から派遣されたリエゾン等を通じ、状況把握を行う。

また、地震発生時においては、震度6弱以上の地震を観測した市町村について、行政機能の確保状況（①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制（マンパワー）は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかの3点）を速やかに把握し、総務省へ報告する。

#### **3 政府緊急災害現地対策本部等との連携**

国の緊急参集チームが招集された場合には、緊密な情報共有を図り、国の活動計画に留意しながら対処する。また、「緊急災害現地対策本部」の設置が決定したときは、受援調整部が速やかに受入場所を確保し、執務環境を整える。設置後は、市町村災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図る。

〈想定する主な調整事項〉

- ・ 緊急輸送ルートの被災情報、通行可否、迂回ルート等
- ・ 救助・救急及び消火活動等に係る広域応援部隊の派遣、増援等
- ・ 保健医療福祉活動に係る広域医療搬送、DMAT等の派遣、増援等
- ・ 支援物資のニーズ等
- ・ その他、国等への支援要請事項

#### **4 全国知事会等との連携**

災害対策本部を設置したときは、協定に基づき、中国ブロック内の各県にFAX等により連絡することとしている。本計画を発動し受援調整部を設置したときは、併せて情報提供を行い、受援調整部を窓口として速やかに応援の受け入れ調整を開始する。

## 5 県内市町村との連携

本計画を発動したときは、県内 27 市町村に受援調整部の設置を通知し、協定に基づく相互応援のための情報共有及び調整を開始する。

## 6 各部門の初動活動

計画発動時における各部門の役割は概ね次のとおりとする。各部門は、初動期の混乱の中であっても、各機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を自立的かつ連携して実施できるよう、平時から備えておくものとする。

部門名	初動期の主な実施項目
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部の設置、会議開催、記者会見</li><li>・通信機能の確認・確保、被害情報等の収集</li><li>・市町村の行政機能確保状況の確認、国への報告</li><li>・気象台、警察、自衛隊、日赤へのリエゾン派遣要請</li><li>・受援調整部及び各機能グループ設置指示</li></ul>
受援調整部	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村や応援要請先に受援調整部の設置を通知</li><li>・連絡体制や情報伝達ルートの確立</li><li>・必要資源の見積もり、不足要員の把握、動員調整</li><li>・応援機関へのリエゾン派遣要請、応援内容の調整及び応援要請</li><li>・県内市町村の応援調整</li><li>・応援受援計画の伝達、被災市町村の受援状況把握</li><li>・地方災害対策本部、現地災害対策本部との調整</li><li>・応援機関の活動拠点の確保</li><li>・緊急通行車両の確認要請</li><li>・応援要員の健康相談、苦情受付</li><li>・罹災証明・住家被害認定調査支援</li><li>・物資拠点の選定・開設</li></ul>
機能グループ	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村や応援要請先に機能グループの設置を通知</li><li>・関係先へのリエゾン派遣要請</li><li>・連絡体制や情報伝達ルートの確立</li><li>・必要資源の見積もり、不足要員の把握、動員調整</li><li>・応援要請先との連絡調整</li></ul>
災害保健医療福祉調整本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害保健医療福祉調整本部・地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ</li><li>・情報収集及び全体の指揮</li><li>・DMAT・DPAT・DHEAT 等の派遣要請</li><li>・県内外の団体に保健医療福祉活動チームの派遣を要請</li><li>・保健医療福祉活動チームの指揮、医薬品等の供給・輸送要請</li></ul>

現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地災害対策本部の設置</li> <li>・市町村の行政機能状況の確認、県への報告</li> <li>・通信機能の確認・確保、被害情報等の収集</li> <li>・市町村の受援ニーズの把握、県への要請</li> </ul>
危険度判定支援本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に支援本部、市町村に実施本部を設置</li> <li>・パトロール、被災状況確認</li> <li>・支援計画・実施計画作成</li> <li>・判定士等の要請・受入、支援・実施計画の見直し</li> </ul>

## 7 活動拠点の開設

本計画の発動通知を受けた各部門は、直ちに所掌する災害応急活動の拠点を開設する。  
また、活動拠点を開設した所管部局は、速やかに災害対策本部に報告する。

【主な組織の活動拠点】

組織名	設置予定場所	所管部局
災害対策本部	県庁東棟 防災・危機管理センター2階	知事直轄
受援調整部	県庁東棟 3階大会議室	知事直轄
消防応援活動調整本部	県庁東棟 防災・危機管理センター2階	知事直轄
航空運用調整班	県庁東棟 防災・危機管理センター2階	知事直轄
燃料調達班	県庁東棟 3階大会議室ほか	出納局ほか
地方災害対策本部	各県民局	各県民局
現地災害対策本部	被災市町村庁舎等	知事直轄
災害保健医療福祉調整本部	県庁9階 大会議室	保健医療部、 子ども・福祉部
DMAT 県調整本部	県庁9階 大会議室	保健医療部
DPAT 県調整本部	県庁9階 大会議室	保健医療部
地域災害保健医療福祉調整本部	備前・備中・美作保健所	保健医療部、 子ども・福祉部
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 支援本部	県庁6階 建築指導課	土木部
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定 判定拠点	県立大学等	土木部
政府緊急災害現地対策本部	県庁3階 会議室	知事直轄
防災機関指揮所等	県庁3階 会議室	知事直轄

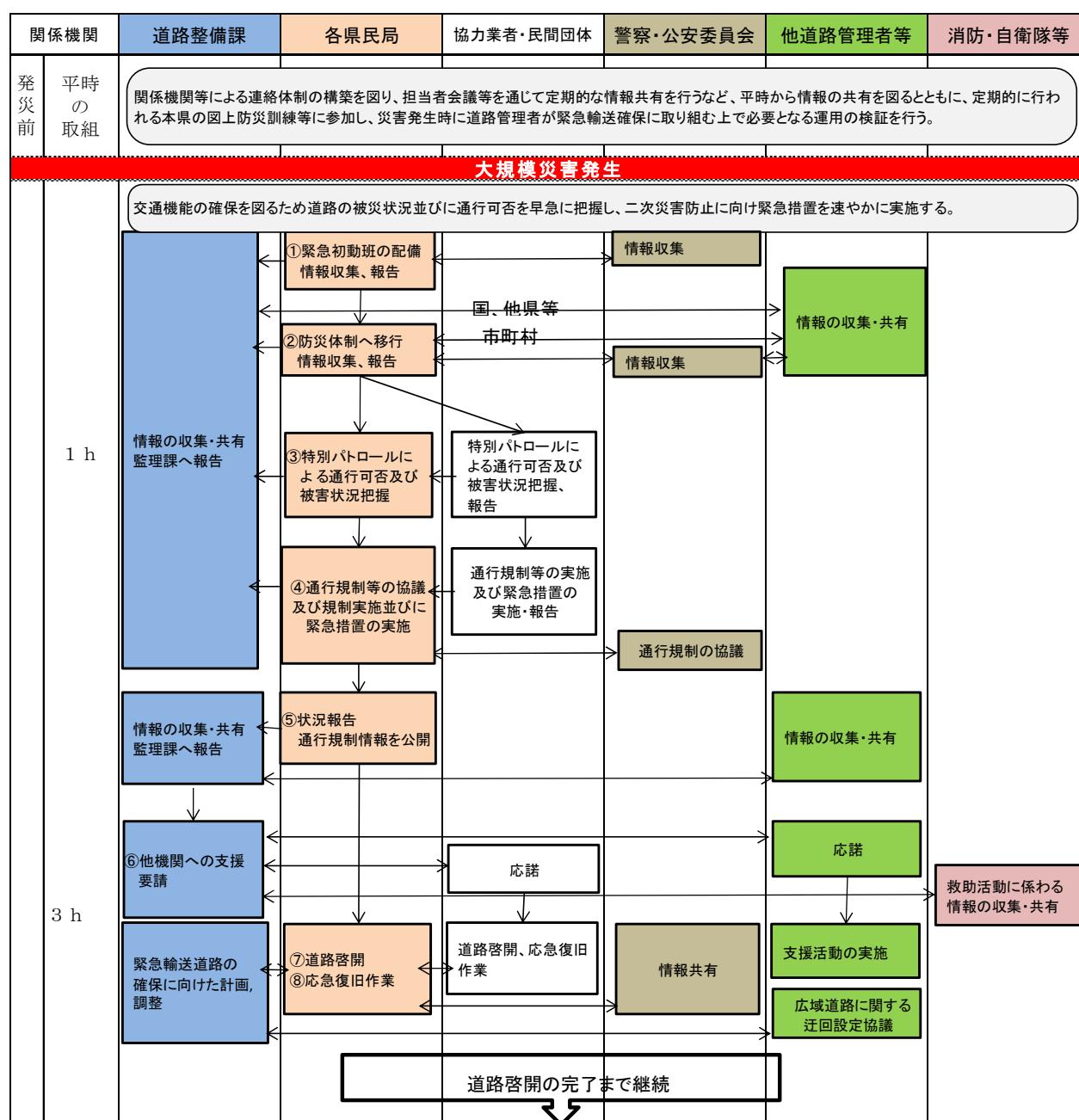
## 第2 分野（部局）別活動計画

### 1 緊急輸送ルートの確保計画

#### (1) 概要

発災直後から、救助救援部隊、傷病者、支援物資等を輸送・搬送するためのルートの確保が重要となる。道路管理者による緊急点検の実施、県内道路の通行可否状況の把握と啓開、代替ルートの確保等を行い、災害応急対策活動の基礎である人的、物的資源の早期の円滑な輸送に努める。

#### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
県民局	①	緊急初動班の配備 情報収集、報告	緊急初動班員は、勤務時間外に地震が発生した場合（震度4以上）には、自主的に参集し、配備に付く。また、所属長等からあらかじめ応急対応を命ぜられた職員及び道路パトロールを行う職員も順次配備に付き、市町村、警察等から被害状況の情報収集を行い、とりまとめと報告を行う。
県民局	②	防災体制へ移行 情報収集、報告	防災体制配備員が到着し、緊急初動班体制から防災体制に移行した場合には、その旨を連絡する。引き続き、市町村、警察等から被害状況の情報収集を行い、とりまとめと報告を行う。
県民局	③	特別パトロールによる通行可否及び 被害状況把握	県職員及び受託者は、緊急輸送道路や橋梁、トンネル等の主要な構造物の特別パトロールを実施する。特別パトロールは、津波予報を把握し、津波の影響範囲を考慮して実施する。
県民局	④	通行規制などの緊急措置の実施	特別パトロールにより、道路被災がある場合、または二次災害の危険性があると判断される場合には、警察と協議の上、全面通行止め又は片側交互通行等の規制を行い、必要に応じて被害拡大防止のための措置を行う。
県民局	⑤	状況報告	道路関係被害の発見や道路通行規制を実施した場合は、速やかに道路整備課へ報告する。地域事務所は、県民局および道路整備課へ報告する。通行規制情報を「岡山県道路規制情報提供システム」へ、被害状況を「岡山県総合防災情報システム」へ入力する。
県庁	⑥	他機関への 支援要請	大規模地震による被災があり、状況把握や復旧に対して道路管理者自らの人員・資機材による対応が不可能と判断した場合は、協定先の機関や近隣の道路管理者に支援要請を行う。
県民局	⑦	道路啓開	道路が被災した場合、速やかに通行機能を確保することを目的として、道路啓開を行う。なお、道路啓開にあたっては、地震後の救命・救急、応急復旧活動等の緊急輸送確保の観点から、緊急輸送道路や道路閉塞・寸断により発生する孤立地域に配慮して実施する。 道路の被災により、通行が当面不可能な場合は、交通の円滑な流れを確保するため、迂回路を設定する。設定した道路が、他の管理者が管理する道路である場合は、あらかじめ双方において問題を調整した上で、共同で設定する。
県民局	⑧	応急復旧作業	道路が被災した場合、速やかに通行機能を確保することを目的として、応急復旧を行う。なお、応急復旧にあたっては、地震後の救命・救急、応急復旧活動等の緊急輸送確保の観点から、緊急輸送道路や道路閉塞・寸断により発生する孤立地域に配慮して実施する。 応急復旧の効率的な遂行に必要な情報を収集・整理した上で、応急復旧のための計画を立てる。被災個所が多く人員や資機材が絶対的に不足する状況下では、関係道路管理者と調整を図り、ネットワークとしての道路通行機能が十分に確保できるよう優先順位をつけながら応急復旧を行う。 応急復旧では、作業を円滑かつ効率的に遂行するために、通行規制を行う必要がある。これらの情報について、道路利用者や地域の人々に対し、積極的に情報提供する。

## (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
本庁（道路整備課）	県庁 6 階 道路整備課	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・災害時における交通規制業務等と併せて実施する必要がある ・道路情報提供装置、通行規制システムが使用できる環境	コピー機、会議机、椅子 ホワイトボード、FAX PC（2台）、電源 事務用品、道路情報板操作機・主制御機
県民局	県民局 建設部	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・災害時における交通規制業務等と併せて実施する必要がある ・道路情報提供装置、通行規制システムが使用できる環境	コピー機、会議机、椅子 ホワイトボード、FAX PC（2台）、電源 事務用品、道路情報板操作機

## (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	岡山県	(一社)岡山県建設業協会	岡山県が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項の規定による応援の場合における協力会社が実施した応急対策業務に要した費用負担は、同法第92条の定めるところとする。
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	岡山県	(一社)岡山県測量設計業協会 中国地質調査業協会 岡山県支部	県民局長が、応急対策業務を実施した協力会社に対し、当該応急対策業務に要した費用を支払う。
大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書	岡山県	西日本高速道路㈱中國支社	原則として協力を要請した者が負担する。
災害時における相互協力に関する協定	岡山県	本州四国連絡高速道路㈱	本協定第3条第1項第3号及び第6号に要する費用は要請者、第1項第1号、第2号、第4号、第5号に要する費用は被要請者（実施者）の負担を原則とし、具体はその都度協議して定める。
中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ	岡山県	中国地方整備局、中国各県、岡山市、広島市	別に定める。
災害時における相互協力に関する基本協定	岡山県	中国地方整備局	—

## (6) 今後の取組方針

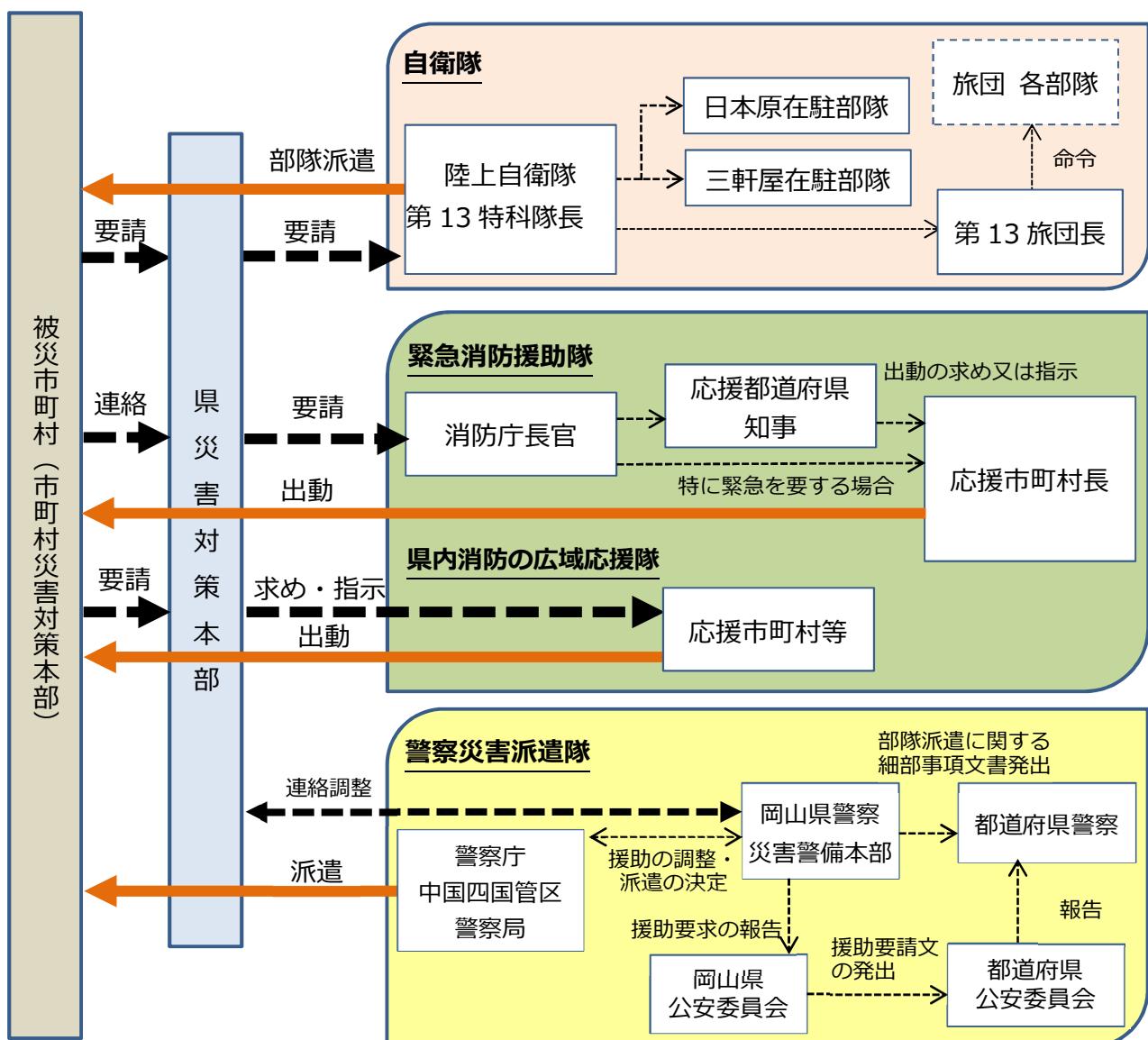
- 緊急輸送道路の通行確保や迂回路設定を円滑に行うため、中国地方整備局や各高速道路会社等と連絡体制の確認や、担当者会議等を通じた定期的な情報交換を行い、日頃から情報の共有を図る。

## 2 広域応援部隊受入計画

### (1) 概要

全国から派遣される警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の広域応援部隊を、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、可能な限り早く的確に被災地へ投入する。部隊の受入れに当たっては、被災地への進出に適した拠点を候補地の中から市町村等と協議して速やかに決定し、関係者に通知する。

### (2) 派遣要請の流れ



### (3) 各機関の活動内容

機 関 名	主な役割
県 災 害 対 策 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援部隊受入れの総括</li> <li>○応援部隊の進出拠点の調整</li> <li>○自衛隊の災害派遣要請手続き</li> <li>○自衛隊、警察、消防、海上保安庁、D M A T 等関係機関との連絡調整</li> </ul>
消防応援活動調整本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地消防本部、消防団、県内消防の広域応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整</li> <li>○緊急消防援助隊の部隊移動</li> </ul>
県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察庁等との連携、警察災害派遣隊の受入れ</li> </ul>
市町村災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県災害対策本部への被害状況等の報告</li> <li>○県災害対策本部への応援部隊の派遣・出動要請           <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>通信途絶等で県災害対策本部に要請ができない場合は、直接、国へ出動を要請。</p> </div> </li> </ul>
被災地消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集</li> <li>○被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動記録</li> <li>○緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施</li> <li>○その他、緊急消防援助隊の受援に必要な事項</li> <li>○被災状況や応援部隊の規模、活動内容等に応じた部隊活動拠点の選定</li> <li>○応援部隊活動に必要な燃料供給、資機材の確保等</li> </ul>

### (4) 要請手順

#### ア 自衛隊への要請

自衛隊法第83条に基づき、知事が災害派遣要請を行う。ただし、南海トラフ地震の発生など、特に緊急事態で知事が要請を行うことができないと認めるときや、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される場合があることに留意する。

- ① 知事は、大規模災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる時は、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。この場合、危機管理監は、収集した被害情報を基に、自衛隊リエゾンとの事前協議（緊急性、公共性、非代替性）の上、知事に対して自衛隊の派遣要請を上申する。

- ② 知事が災害派遣要請を行う場合の要請先は、陸上自衛隊第13特科隊長とする。  
なお、知事が不在の場合は、副知事、危機管理監、危機管理課長の順位で知事の職務を代行する。
- ③ 自衛隊の災害派遣部隊は、関係機関と緊密な連携の基に以下の活動を実施する。
- 1 人命救助活動
    - ・行方不明者等の捜索救助
    - ・消防活動への協力
    - ・応急医療、救護及び防疫
  - 2 生活支援活動
    - ・避難者の援助
    - ・人員及び物資の緊急輸送
    - ・給食、給水及び入浴支援
  - 3 災害復興支援
    - ・道路又は水路の啓開
  - 4 共通
    - ・情報の収集
  - 5 その他
    - ・水防活動
    - ・援助物資の無償貸与又は譲与
    - ・危険物の保安及び除去

- ④ 応急対応班は、事後、文書で要請するとともに、応援部隊活動拠点等必要な情報についてリエゾンを通じて自衛隊に対して情報提供を行う。
- ⑤ 応急対応班は関係市町村及び防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

#### **イ 緊急消防援助隊の応援等の要請**

知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。  
なお、最大震度6弱（政令市は5強）以上の地震が発生した場合は、迅速出動が適用され、地震発生と同時に行われる消防庁長官からの出動の求め又は指示により、速やかに緊急消防援助隊が出動することに留意する。

- ① 応援等の要請は、知事の委任を受けた危機管理監が決定し、災害対策本部危機管理部消防保安班が電話により直ちに行う。
- ② 知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動を求め又は指示した旨の通知を受けた場合は、被災地の市町村長に連絡する。
- ③ 知事は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づき消防応援活動調整本部を設置する。なお、知事は、被災地が1の場合であっても、必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置する。

#### **ウ 県内消防の広域応援隊の出動の求め又は指示**

知事は、「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」に基づき、被災市町村等の長から応援要請を受けた場合は、代表消防機関と協議し、広域応援を行うことを決定し、各市町村等の長に応援を求める。また、知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは消防組織法第43条の規定に基づき、各市町村等の長に応援を指示する。

- ① 知事は、広域応援隊の出動が決定した場合又は災害の状況から広域応援が想定される場合は、県消防広域応援活動調整本部を設置する。
- ② 知事は、応援市町村等に広域応援の求め又は指示をした場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村等に連絡する。

#### **エ 警察災害派遣隊への要請**

- ① 県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要請する。
- ② 警察災害派遣隊は、以下に掲げる活動を任務とする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集及び連絡</li> <li>・避難誘導</li> <li>・救出救助</li> <li>・検視、死体調査及び身元確認の支援</li> <li>・緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の捜索</li> <li>・治安の維持</li> <li>・被災者等への情報伝達</li> <li>・その他派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動</li> </ul>
---	---

#### **(5) 今後の取組方針**

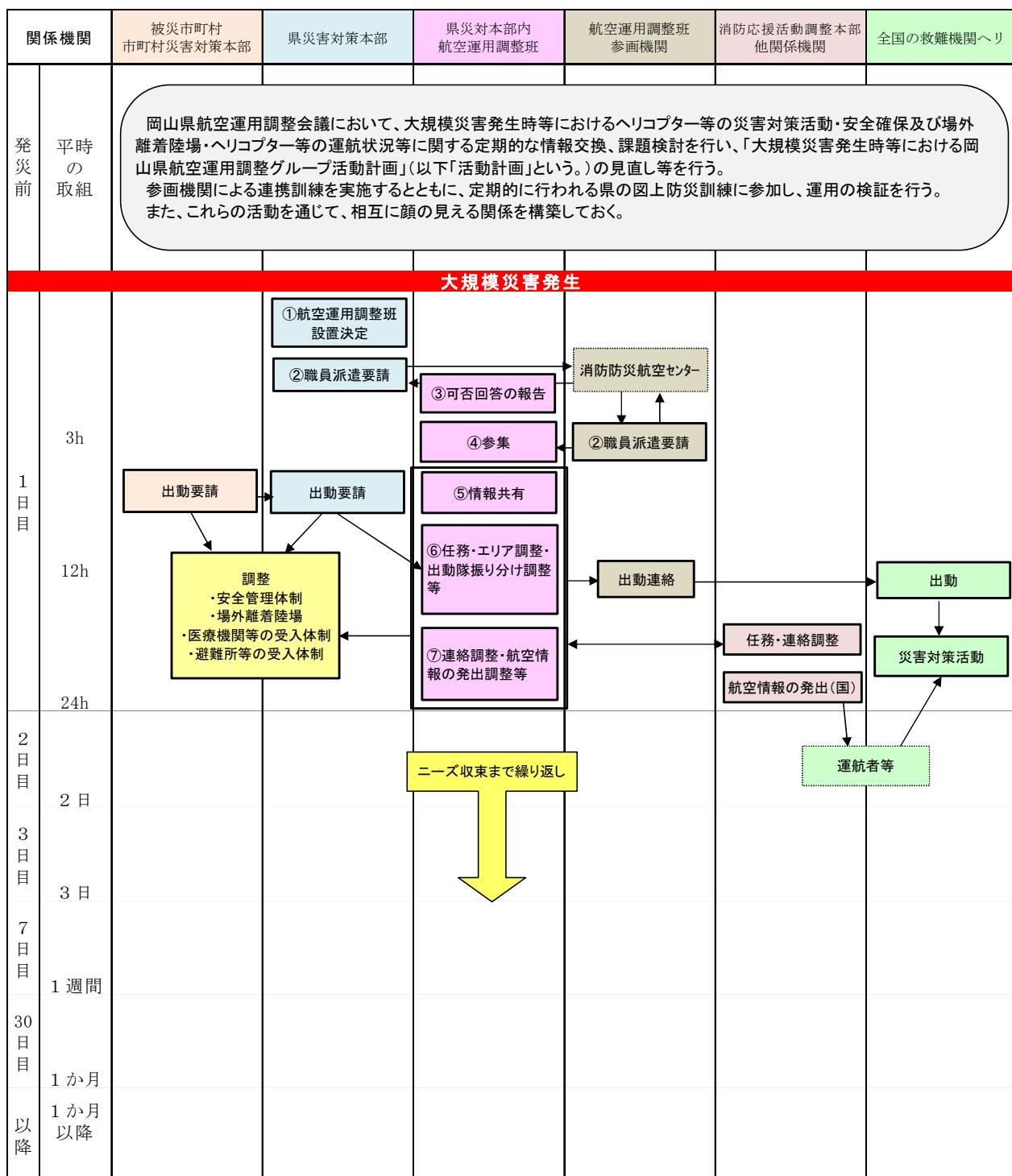
- ・ 災害時において、迅速かつ円滑に要請が行えるよう、訓練や連絡会議等を通じ、連絡窓口や要請手順の確認を行うとともに、関係者との顔の見える関係を構築する。

### 3 航空運用活動計画

#### (1) 概要

各救難機関のヘリコプター等航空機（以下「ヘリコプター等」という。）の災害対策活動を安全かつ効率的に行うため、ヘリコプター等の運用に関する連絡調整及び情報共有、安全運航を確立するために必要な調整を行う。

#### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
県災害対策本部	①、②	航空運用調整班の設置、派遣職員の要請	救難機関のヘリコプター等の災害対策活動を安全かつ効率的に行うため、参画機関相互で連絡調整、情報共有等が必要と認められる場合は、危機管理監の指示により、災害対策本部応急対応班内に航空運用調整班を設置することとし、事務局（消防防災航空センター）を通じて、参画機関に通知する。
参画機関	③、④	職員派遣の可否を回答、参集	参画機関は、自らの災害対策活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、職員の派遣の可否について事務局（消防防災航空センター）に回答する。
航空運用調整班	⑤	情報共有	<p>参画機関から派遣された職員は、活動計画に定める情報を可能な範囲で収集し、航空運用調整班へ提供する。同班は、参画機関に対して情報提供し、情報の共有化を図る。</p> <p><b>【情報収集内容】</b></p> <p>参画機関が収集した災害情報・映像、既実施災害対策活動状況及び予定災害対策活動・飛行計画、ヘリコプター等の性能・装備・飛行可能残時間、航空燃料給油計画及び使用予定駐機場所・場外離着陸場、その他必要な事項</p>
	⑥	任務、エリア調整	<p>航空運用調整班は、ヘリコプター等の効率的な運用を図るため、活動計画に定める任務を行う。</p> <p>(例：被災市町村・県災害対策本部からの出動要請に基づく、災害対策活動に従事する全国の救難機関ヘリ等の振り分け調整)</p> <p><b>【任務】</b></p> <p>消防応援活動調整本部・関係機関との連絡調整、参画機関への災害対策活動任務の振り分け調整及び災害対策活動状況の把握、燃料補給体制に関する調整、その他必要な任務</p>
	⑦	連絡調整	<p>航空運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、活動計画に定める事項を調整する。</p> <p>(例1：安全管理体制・場外離着陸場・医療機関等の受入体制・避難所等の受入体制を被災市町村・県災害対策本部(県災害保健医療福祉調整本部)と調整、例2：必要があると判断した場合に、国土交通省航空局への航空情報の発出要請を関係機関と調整)</p> <p><b>【調整内容】</b></p> <p>安全運航確保のための航空情報、参画機関の飛行計画、使用航空波、使用場外離着陸場、他機関ヘリコプターの活動把握、その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p>

#### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
災害対策本部 航空運用調整班	県庁東棟 防災・危機管理 センター2階	・電気の使える環境 ・電話、FAX、PC、インターネット、無線の通信環境 ・約10名の参画機関職員が執務を行える広さ (消防応援活動調整本部隣接スペースを想定)	PC 2台（参画機関搬入分を除く）、長机5本、椅子10脚、岡山県全域地図、ホワイトボード2台、事務用品

#### (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
岡山県航空運用調整会議規約	岡山県	参画機関（陸上自衛隊、第六管区海上保安本部、岡山県警察本部、岡山市消防局、岡山県ドクターヘリ、岡山県）	大規模災害発生時等において、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全な運航の確保を図るとともに、防災関係機関相互の連携体制を確保するために会議を設置している。事務は県消防防災航空センターで行う。
大規模災害発生時等における岡山県航空運用調整班活動計画	岡山県	参画機関（陸上自衛隊、第六管区海上保安本部、岡山県警察本部、岡山市消防局、岡山県ドクターヘリ、岡山県）	大規模災害発生時等において、ヘリコプター等が災害対策活動に従事する場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用を確保するために必要な事項を定めている。 本計画は、県航空運用調整会議（事務局：県消防防災航空センター）の参画機関が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

#### (6) 今後の取組方針

- ・ 岡山県航空運用調整会議において、大規模災害発生時等におけるヘリコプター等の災害対策活動・安全確保及び場外離着陸場・ヘリコプター等の運航状況等に関する定期的な情報交換、課題検討を行い、「大規模災害発生時等における岡山県航空運用調整班活動計画」の見直し等を行う。
- ・ 参画機関による連携訓練を実施するとともに、定期的に行われる県の図上防災訓練に参加し、運用の検証を行う。また、これらの活動を通じて、相互に顔の見える関係を構築しておく。

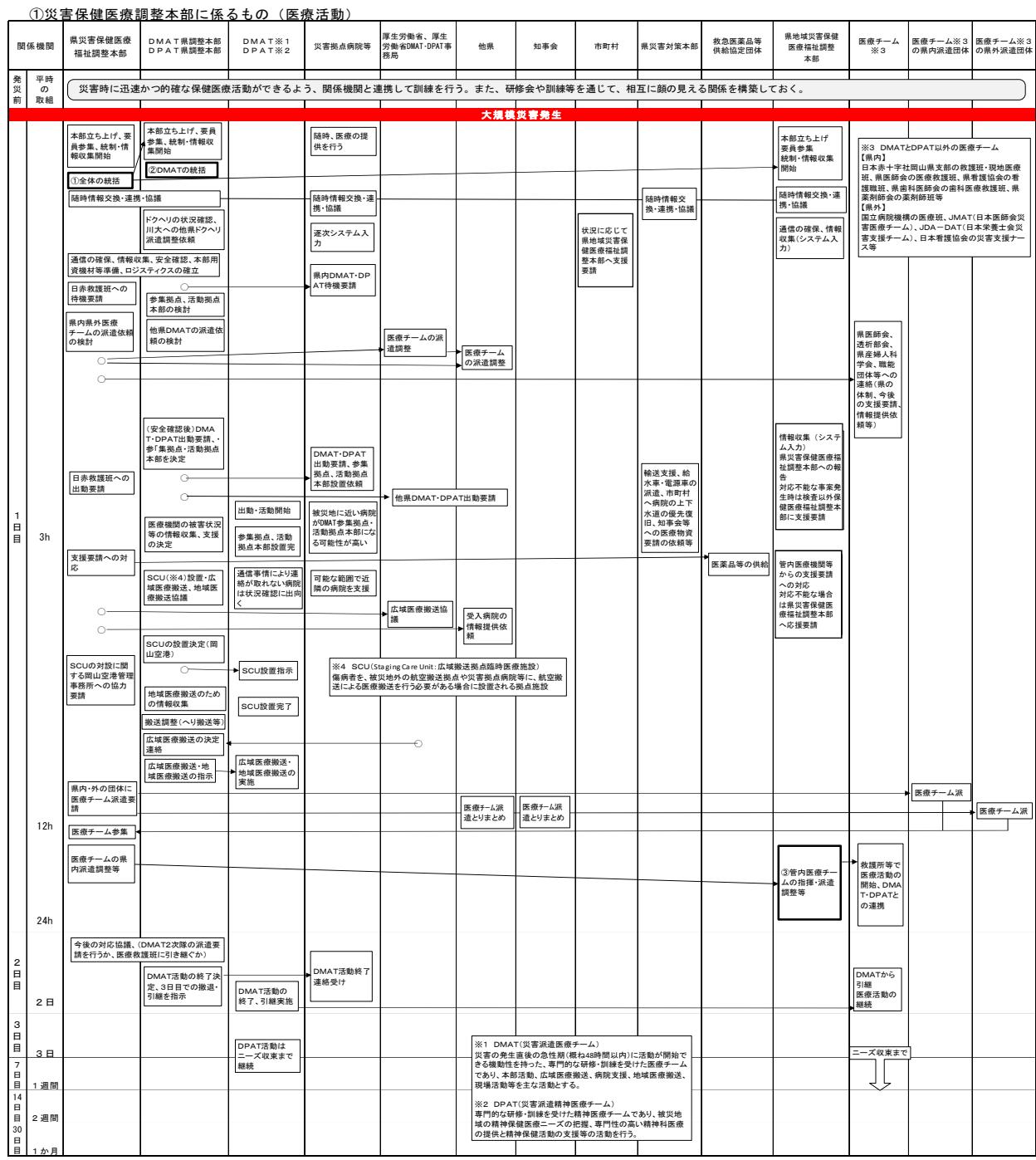
## 4 保健医療福祉活動計画

### (1) 概要

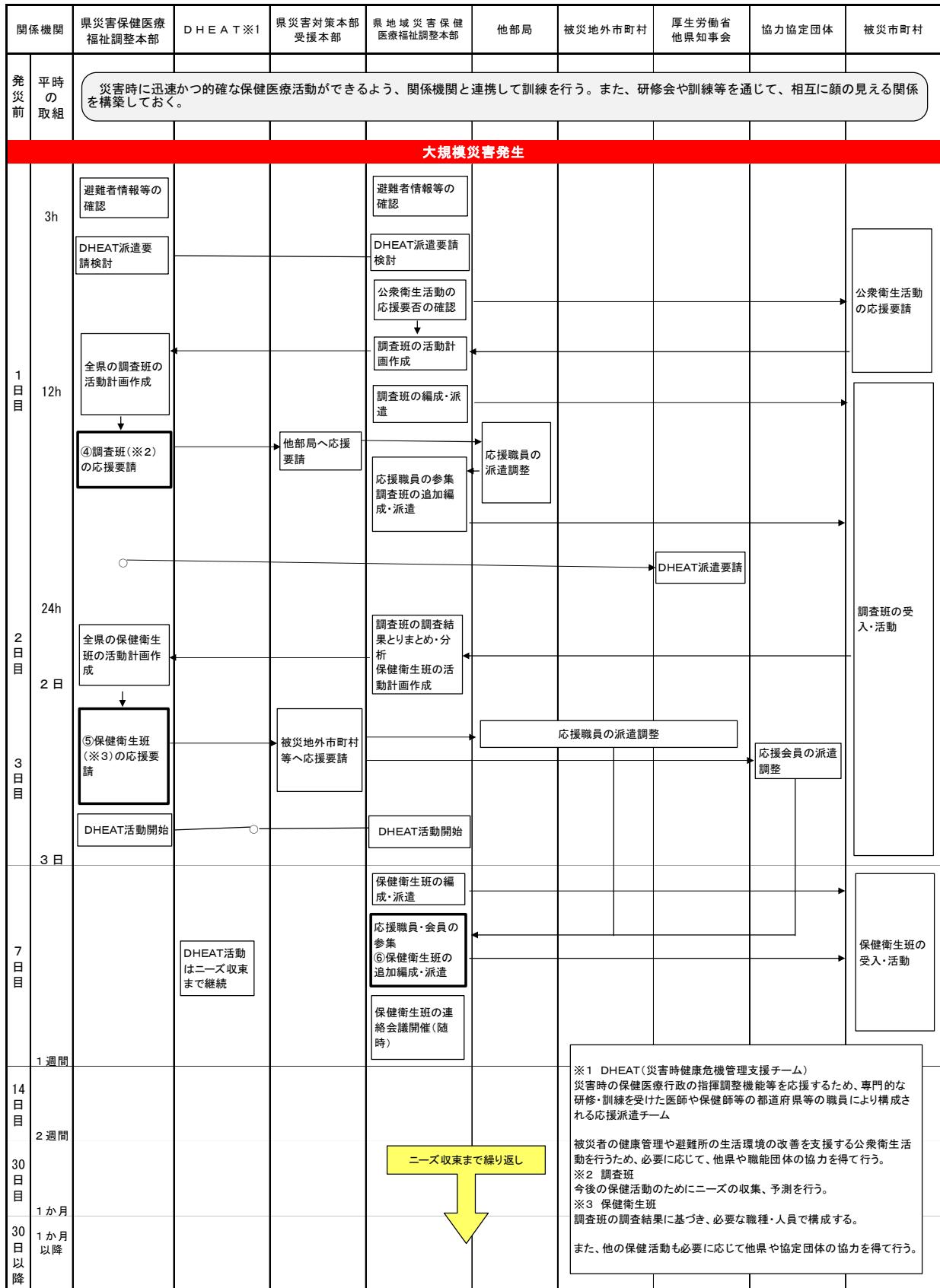
災害による医療需要の増大や病院の被災、医療従事者の不足に対応するため、DMAT等の派遣医療チームの支援を受けて、急性期（災害発生から3日以内）、亜急性期（災害発生から4日～3週間）、慢性期（災害発生から4週間以降）に応じた医療を被災者に提供する。また、必要な職種と人員で保健衛生班を編成し、避難所等において被災者の健康状況把握、健康相談、栄養管理、衛生管理等の支援活動を行う。

保健医療福祉活動に係る情報分析とそれに基づく指揮・調整を行う。

### (2) タイムライン



②災害保健医療福祉調整本部に係るもの（保健活動（災害時公衆衛生活動等））



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
災害保健医療福祉調整本部	①	全体の統括	必要に応じてDHEATの協力を得て、県内で活動する全ての保健医療福祉活動チームを、DMA T県調整本部、DPAT県調整本部を通じて指揮し、派遣調整、情報の収集と提供、医薬品供給等の後方支援等を行う。
DMA T県調整本部 DPAT県調整本部	②	参集DMA T・DPATの指揮開始	災害保健医療福祉調整本部の指揮の下、策定した活動方針に基づき、県内で活動する全てのDMA T・DPATの指揮・派遣調整等を行う。
災害保健医療福祉調整本部	③	医療チームの指揮開始	策定した活動方針に基づき、県内（管内）で活動する全ての医療チームの指揮・派遣調整等を行う。
災害保健医療福祉調整本部	④	調査班の応援要請	保健所と保健医療部、子ども・福祉部内で調整しても人員が不足する場合に、受援調整部に人員を要請する。
災害保健医療福祉調整本部	⑤	保健衛生班の応援要請	県保健所と保健医療部、子ども・福祉部で調整しても人員が不足する場合に、他県や受援調整部等に職種を指定して人員要請を行う。 協力協定団体には保健医療課、福祉企画課から直接要請する。
災害保健医療福祉調整本部	⑥	保健衛生班の追加編成・派遣	保健衛生班に、県職員が1人以上は入るように調整する。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
災害保健医療福祉調整本部	県庁9階 大会議室	南側に障害物が無い広い スペース、ある程度の電 源が確保されていること	ホワイトボード、ライティングシート、パソ コン、Wi-Fi、コピー機、プリンター、衛星 (携帯)電話、県内地図、事務用品
DMA T県調整本部 DPAT県調整本部	同上	南側に障害物が無い広い スペース、発電機が置け る空間、ある程度の電源 が確保されていること	同上
地域災害保健医療福 祉調整本部	備前・備中・ 美作保健所内	南側に障害物が無い広い スペース、ある程度の電 源が確保されていること	同上

## (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
災害救助法実施に関する委託契約書	岡山県	日本赤十字社岡山県支部	災害救助法を適用する災害が発生した時は、救護班及び現地医療班を編成し、災害救助法に定める医療・助産を実施する。費用は県が委託費として負担する。
おかやまDMATの出動に関する協定書	岡山県	日本赤十字社岡山県支部 ほか11病院	県は、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、出動を要請する。出動等に要した費用は県が負担する。
災害時の医療救護活動に関する協定書	岡山県	(公社) 岡山県医師会	県は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、医療救護班の派遣を要請する。派遣等に要した費用は県が負担する。
災害時の医療救護活動に関する協定書	岡山県	(公社) 岡山県看護協会	県は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、看護職班の派遣を要請する。派遣等に要した費用は県が負担する。
災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	岡山県	(一社) 岡山県歯科医師会	県は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、歯科医療救護班の派遣を要請する。派遣等に要した費用は県が負担する。
災害時の医療救護活動に関する協定書	岡山県	(一社) 岡山県薬剤師会	県は、災害時の薬事に関する調整業務、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、岡山県災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を要請する。派遣等に要した経費は県が負担する。
災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定書	岡山県	岡山県医薬品卸業協会	県は、災害救助に必要な医薬品等を確保する必要があると認めた場合は、会員会社の保有する医薬品等の供給を要請する。供給した医薬品等の実費等は県が負担する。
災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定書	岡山県	(一社) 岡山県薬剤師会	県は、災害救助に必要な医薬品等を確保する必要があると認めた場合は、会員の保有する医薬品等の供給を要請する。供給した医薬品等の実費等は県が負担する。
災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定書	岡山県	岡山県医療機器販売業協会	県は、災害救助に必要な衛生材料等を確保する必要があると認めた場合は、会員会社の保有する衛生材料等の供給を要請する。供給した衛生材料の実費等は県が負担する。
災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定書	岡山県	(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部	県は、医療ガス等を確保する必要があると認めた場合は、会員会社の保有する医療ガス等の供給を要請する。供給した医療ガス等の実費等は県が負担する。
災害発生時の物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	岡山県	(一社) 岡山県トラック協会	県は、物資の緊急・救援輸送の応援を必要と認めたときは、応援を要請する。緊急・救援輸送に要した費用は県が負担する。
岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書	岡山県	公益社団法人岡山県医師会 ほか21団体	県は、県災害時公衆衛生活動要綱に基づく保健衛生班の編成に当たり、必要に応じて協力を依頼する。協定団体から派遣された者の活動費用は県が負担する。

岡山県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	岡山県	(福) 岡山県社会福祉協議会	県は、岡山県災害派遣福祉チーム（岡山D W A T）が避難所等で福祉支援活動を行う必要があるときは派遣要請する。派遣等に要した経費は県が負担する。
大規模災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定	岡山県	岡山県大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会	県は、リハビリテーション活動を実施する必要があると認めた場合は、災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。派遣等に要した費用は県が負担する。
岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	被災市町村	県、市町村	県は、自ら被災市町村の応援を実施し、又は応援可能な市町村に被災市町村の応援を要請する。応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	被災県	中国5県	中国5県は、被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制により支援を行う。支援に要した経費は、原則として支援を受けた県の負担とする。
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	被災県	中国・四国9県	中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制により支援を行う。支援に要した経費は、原則として支援を受けた県の負担とする。
災害時の相互応援に関する協定書	岡山県 兵庫県	兵庫県 岡山県	災害時の物資や資機材の提供、職員派遣、施設提供等について相互に応援する。応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	被災都道府県	全国都道府県	全国知事会は、広域応援を実施するときは、応援都道府県を被災都道府県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本とする。広域応援に要した経費は、原則として被災都道府県の負担とする。

## （6）今後の取組方針

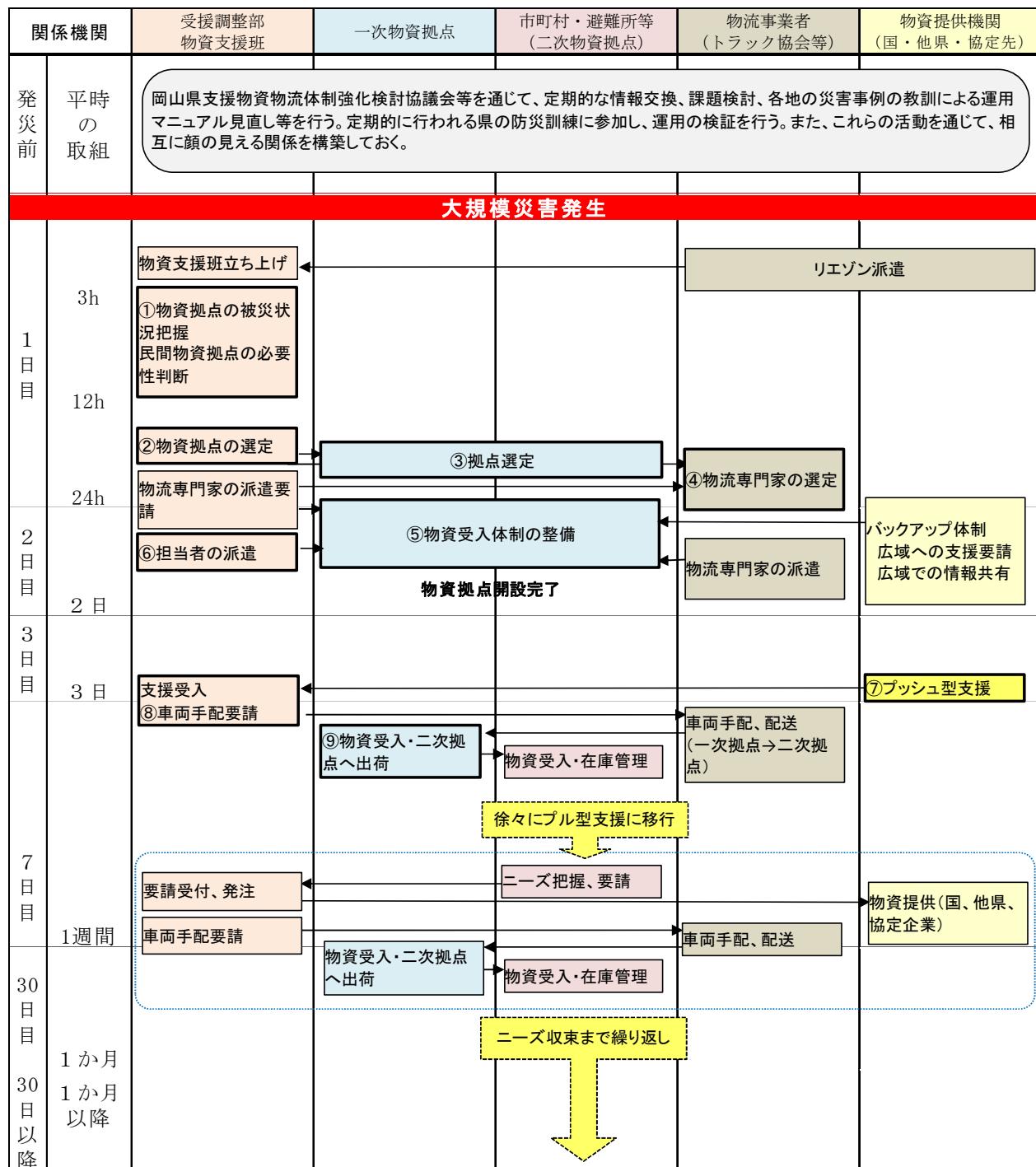
- ・ 関係職員は、災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部の運営に慣れる必要があるため、毎年度訓練に参加する。
- ・ DMAT、DPAT 等関係機関との連携について、課題の洗い出しと解決に努める必要があるため、実態に即した訓練を実施する。
- ・ 災害時に自発的な支援活動を行うチームがあるが、災害保健医療福祉調整本部と連携して活動ができるよう、平時からの情報共有を図る。
- ・ 災害担当、副担当以外に、災害対応にあたる複数の職員の育成を行うため、実践的な研修を実施する。
- ・ 救急医薬品等の供給について、業務を円滑に遂行するためには、県と関係団体との連携を強化する必要がある。このため、災害時にすぐに役立つ実践的な研修・訓練を関係団体と連携して計画的に実施する。
- ・ 保健衛生班を構成する保健師、衛生関係職、栄養士、事務職等が、それぞれの役割を認識し、連携して活動を行う必要があることから、各職種の活動内容の整理や訓練など、班のリーダーの指示の下に組織的に活動するための体制づくりを計画的に進める。

## 5 物資調達計画

### (1) 概要

発災後3日目までに、支援物資拠点を開設し、4日目以降の国からのプッシュ型支援を受け入れる体制を構築する。その後は、徐々にブル型支援に移行し、市町村や関係機関と連携して被災地のニーズ把握から避難所までの物資配送を円滑に行う。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
災害対策本部 受援調整部 物資支援班	①	物資拠点の被災状況把握	拠点候補となっている公的施設管理者、倉庫協会会員事業者の施設以外で民間候補施設となっている管理者に対して、施設の被災状況を確認し、チェックシートにより報告するよう求める。
	②	物資拠点の選定	緊急輸送道路等の状況等により、条件が有利な施設を優先的に選定する。
	⑥	担当者の派遣	担当職員は物資拠点に到着後、災害対策本部に物資拠点の開設準備開始を報告する。また、物資拠点担当は物資の受け入れ準備が整い次第、災害対策本部に物資拠点の開設準備完了を報告する。
	⑧	車両手配要請	調達先→一次拠点と、一次拠点→二次拠点の2系統の手配を行う。 出荷する物資の物量・荷姿に留意して車両を手配し、手配された車両情報や到着時刻等、必要な情報を拠点に伝える。必要に応じて、緊急通行車両確認証明書・標章の交付を物資拠点に依頼する。
一次物資拠点	③	拠点選定	開設要請を受けた施設管理者は、ただちに支援物資の受け入れ準備を行う。
	⑤	物資受入体制の整備	物資の積み卸し場所、保管場所、積み込み場所等のレイアウトを確認するとともに、人員や資機材が到着次第、支援物資の受け入れ準備を行う。
	⑨	物資受入・二次拠点へ出荷	二次拠点の受入体制が整ったことを確認し、調達先からの物資受入、在庫管理、二次拠点への出荷を分業により行う。依頼に応じて緊急通行車両確認証明書・標章を交付する。
物流事業者 (トラック協会・倉庫協会等)	④	物流専門家の選定	トラック事業者及び倉庫事業者を選定し、物流専門家の派遣、作業要員の手配、資機材の搬入を要請する。また、物資拠点への到着予定時間を調整する。
国	⑦	プッシュ型支援	災害対策本部と調整し、被災市町村への物資搬送量を決定する。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
災害対策本部 受援調整部 物資支援班	県庁3F 大会議室	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・約10名の職員が執務を行える広さ	P C 8台、長机9本、イス10脚、ホワイトボード2台、事務用品
一次物資拠点	コンベックス 岡山 または 岡山空港防災航空物資センター	・電気の使える環境 ・三相200V(フォークリフト用)の電源 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・大型トラックの出入りが可能で荷下ろし等ができる場所があること ・物資の適正保管が可能なスペースがあること ・上屋があることが望ましい。 ・床の耐荷量が十分あること(1t/m <sup>2</sup> )	フォークリフト2台以上 台車5台 P C 3台、長机、イス、事務用品、モバイルルーター

## (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
災害時等における物資の保管等に関する協定	岡山県	岡山県倉庫協会	災害時直前の適正価格を基準として県と関係者が協議して定めた費用額を県が負担する。
災害時等における物流業務に関する協定	岡山県	岡山県総合流通センター運営協議会	災害発生直前の適正価格を基準として県と協議会が協議して定めた費用額を県が負担する。
災害時等における資機材の賃貸借に関する協定	岡山県	トヨタ L&F 岡山株式会社	災害発生直前における適正価格を基準として定めた賃貸借の費用額を、県又は県が指定する地方自治体が負担する。 資機材の運搬費用は、県とトヨタ L&F 岡山（株）が協議の上、決定する。
災害時等における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	岡山県	(一社) 岡山県トラック協会	県と県トラック協議会が協議の上、決定した費用額を県が負担する。

## (6) 今後の取組方針

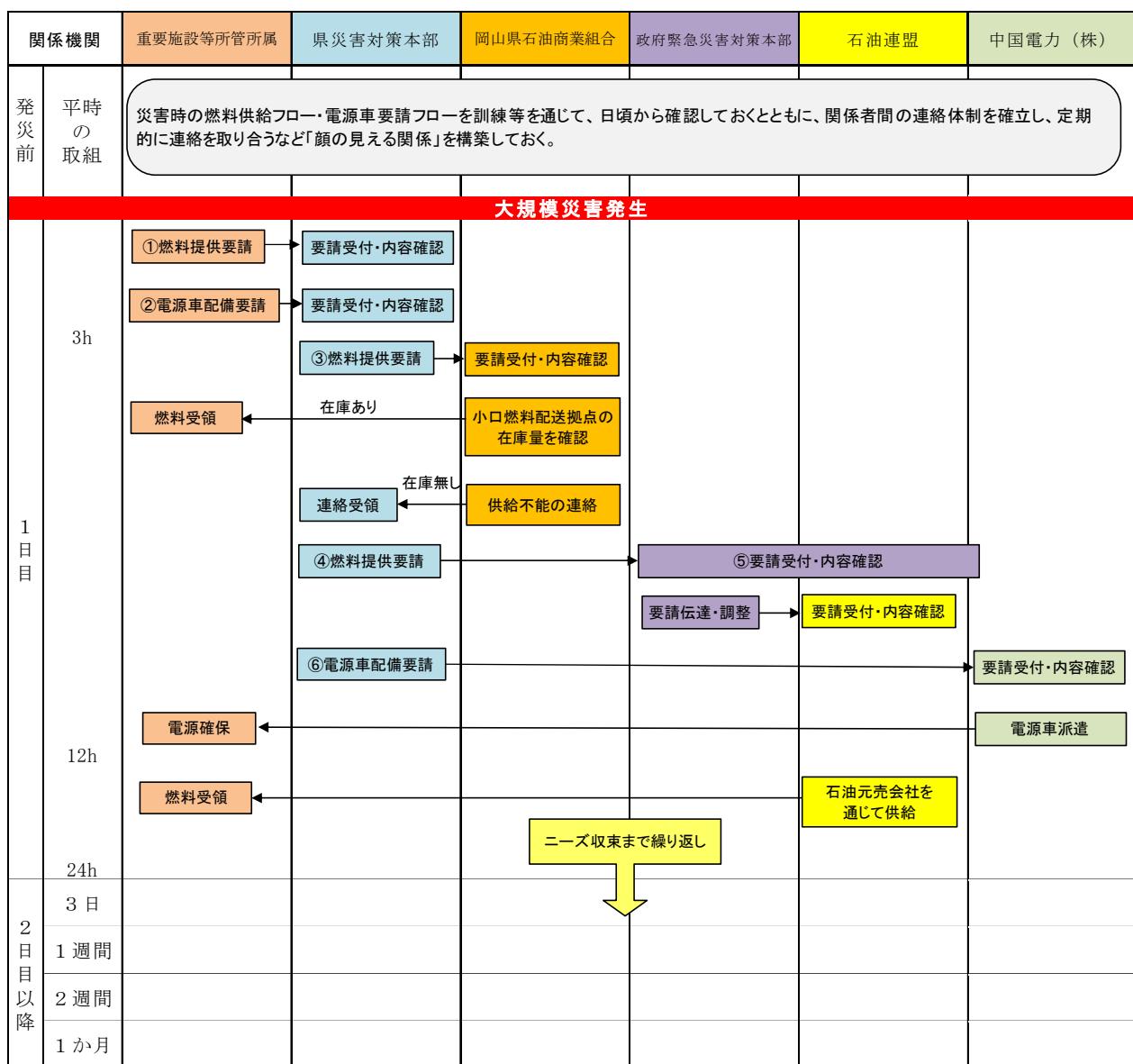
- ・ 輸送拠点として活用可能な民間物流倉庫の活用を想定した運営について、民間事業者との役割分担や指揮命令体制など具体的に検討を行い、計画を策定する必要がある。
- ・ 市町村と連携した避難所までの輸送を含めたオペレーション体制を検討し、実動訓練を実施しながら、支援物資を避難所まで円滑に届ける体制の確立を図る。
- ・ 物資拠点や物資の供給情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」について、訓練等を通じて習熟し、オペレーション体制の効率化を進める。

## 6 燃料調達・電源車配備計画

### (1) 概要

災害時には緊急通行車両への燃料の優先供給だけでなく、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設の自家発電機等の燃料や電力を継続的に確保する必要がある。また、透析患者を乗せた一般車両への優先供給等も考慮しなくてはならない。このような中、県内への燃料の搬入量の減少等の状況下における重要施設や緊急車両の燃料調達及び停電時における重要施設等への電源車の配備要請について、速やかに対応できる体制を構築する。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
重要施設等所管所属 (県・市町村庁舎、消防署、警察署、災害拠点病院、災害支援病院、広域物資輸送拠点、緊急通行車両等)	①	燃料提供要請	施設が保有する備蓄燃料が枯渇する前に、県災害対策本部に対し、優先供給を要請する。
	②	電源車配備要請	停電時において、施設が保有する非常用発電機等が停止する前に、県災害対策本部に対し、電源車の配備を要請する。
県災害対策本部	③	燃料提供要請	重要施設等所管所属からの要請を受け、岡山県石油商業組合に優先供給を要請し、業務継続のための燃料を確保する。
	④	燃料提供要請	岡山県石油商業組合に在庫がなく、供給不能の場合は、県内の需要を取りまとめ、政府緊急災害対策本部に優先供給を要請する。
	⑥	電源車配備要請	重要施設等所管所属からの要請を受け、中国電力（株）に電源車の優先配備を要請し、業務継続のための電源を確保する。
政府緊急災害対策本部	⑤	要請受付・内容確認	災害救助法に基づき県災害対策本部が要請する燃料については、同法の規定によりその一部を国が負担する。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
県及び市町村	臨時給油施設	「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号）」による環境	ドラム缶、ガソリン容器等

### (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
災害時における被災者等の支援活動に関する協定	岡山県	岡山県石油商業組合	給油取扱書での給油及び石油類燃料の供給は通常の商取引の例による。 運搬を求めたときの経費は県が負担するが、価格は災害時直前における適正価格を基準とし、相互に協議して決定する。
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	岡山県	中国電力（株）	配備にかかる費用については、県と中国電力（株）で協議して決定する。

### (6) 今後の取組方針

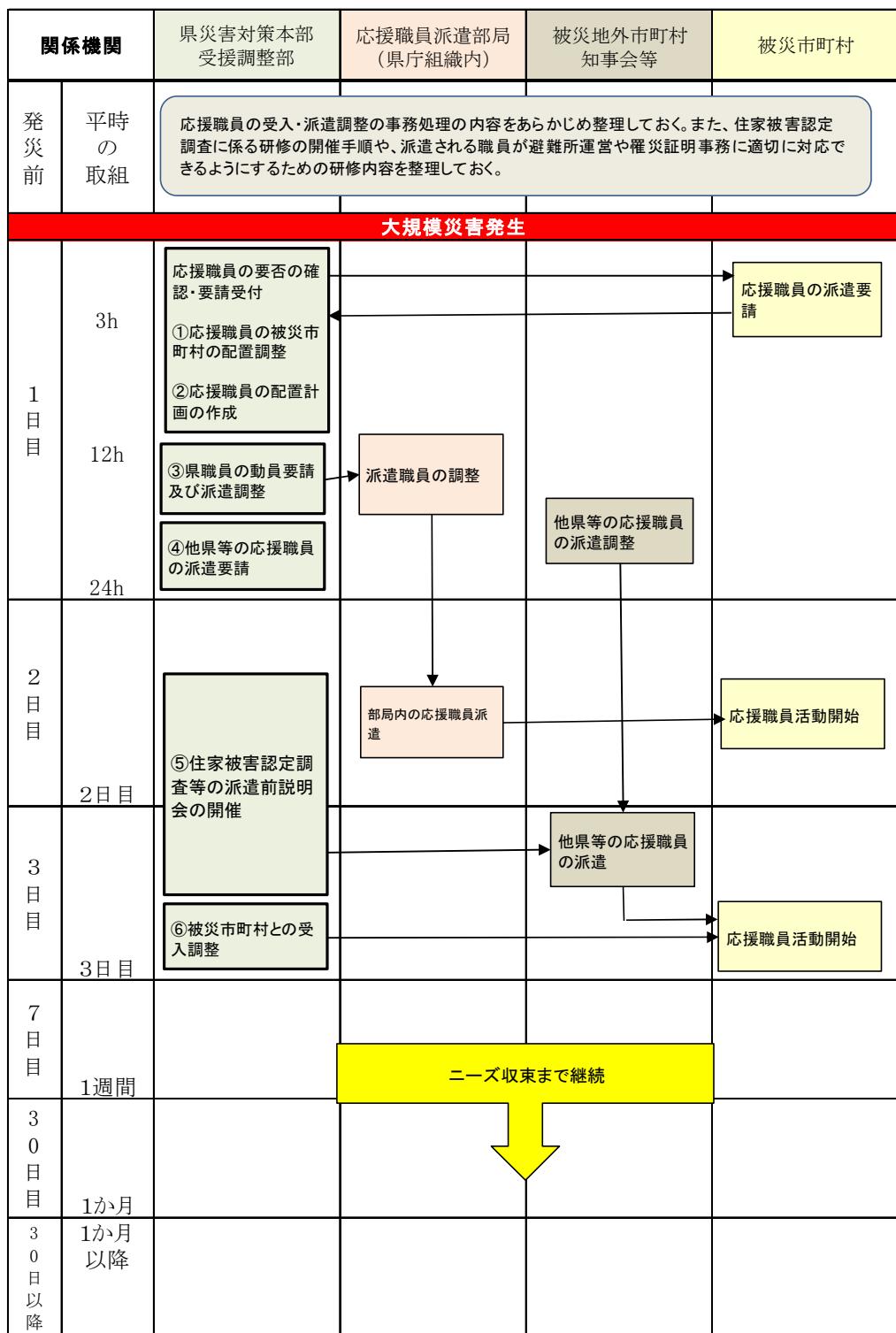
- 関係者で構成する連絡会議等を開催し、重要施設や緊急車両への燃料供給又は電源車の配備を円滑に行うための連絡体制、役割分担、手順等を確認し、訓練等を通じて課題を洗い出し、計画的に改善を進める。

## 7 避難所運営等の応援職員の受入・市町村派遣計画

### (1) 概要

避難所運営、住家被害認定調査及び罹災証明事務に従事する本県職員を被災市町村へ派遣する。要員が不足する場合は、知事会、総務省等に応援職員の派遣を要請し、参集した応援職員を被災市町村へ派遣する。また、派遣する職員には事前に研修を施し、迅速かつ適切な支援が実施できるようにする。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
災害対策本部 受援調整部	①	応援職員の配置調整	被災市町村の要請を受け、被災市町村に派遣する応援職員の配置を調整する。 応援職員の従事場所等の詳細は、被災市町村と調整する。
	②	応援職員の配置計画の作成	応援職員の配置計画を作成する。
	③	県職員の動員要請及び派遣調整	応援職員の配置計画により、庁内の部局に派遣要請を行い、詳細な内容（派遣時期、派遣場所等）について調整する。
	④	他県等の応援職員の派遣要請	県職員の派遣だけでは人員が不足する場合は、県内市町村や全国知事会、総務省等に対して、応援要請を行う。
	⑤	避難所運営や罹災証明事務等の派遣前説明会の開催	被災市町村には、避難所運営や罹災証明事務の研修を受けた職員を派遣するが、派遣直前に留意事項等について説明を行う。
	⑥	被災市町村との受入調整等	応援職員の従事場所等の詳細について、被災市町村と調整し、派遣職員に伝達する。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
災害対策本部 受援調整部	県庁3F 大会議室	電気の使える環境 インターネット・電話の通信環境	長机8本、イス16脚 事務用品、PC3台

### (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	被災市町村	県、市町村	県は、自ら被災市町村の応援を実施し、又は応援可能な市町村に被災市町村の応援を要請する。応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	被災県	中国5県	中国5県は、被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制により支援を行う。支援に要した経費は、原則として支援を受けた県の負担とする。
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	被災県	中国・四国9県	中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制により支援を行う。支援に要した経費は、原則として支援を受けた県の負担とする。
災害時の相互応援に関する協定書	岡山県 兵庫県	兵庫県 岡山県	災害時の物資や資機材の提供、職員派遣、施設提供等について相互に応援する。応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	被災都道府県	全国都道府県	全国知事会は、広域応援を実施するときは、応援都道府県を被災都道府県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本とする。広域応援に要した経費は、原則として被災都道府県の負担とする。

### (6) 今後の取組方針

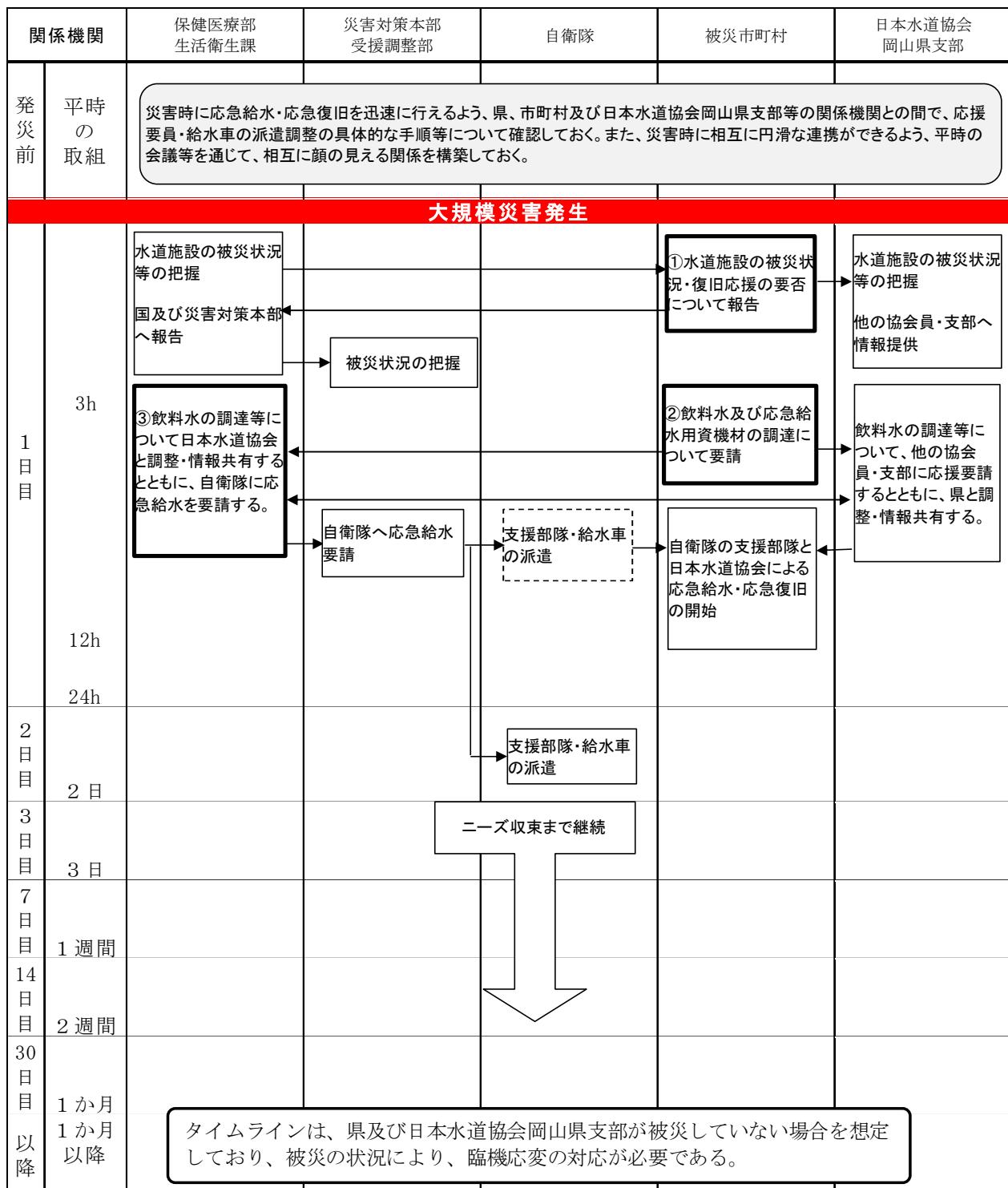
- 被災地のニーズに即した効果的な応援を実施するため、応援業務に必要な知識・技能を持った職員を養成するための研修計画等を検討し、計画的に人材育成を行う。

## 8 飲料水の応急給水・水道施設の応急復旧計画

### (1) 概要

市町村は、被災地の飲料水を確保するため、自衛隊や日本水道協会（会員は水道を経営する市町村等）の支援を受けて、給水車による応急給水活動や水道施設の応急復旧活動を行う。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
被災市町村	①	水道施設の被災状況・復旧応援の要否について報告	県に報告がない場合は、速やかに報告するよう求める。
	②	飲料水及び応急給水用資機材の調達について要請	日本水道協会正会員ではない西粟倉村についても同協会に要請することは可能である。
保健医療部生活衛生課	③	飲料水の調達等について日本水道協会と調整・情報共有するとともに、自衛隊に応急給水を要請する。	県と日本水道協会岡山県支部は、県内の被害状況や派遣要請の情報を共有し、自衛隊の支援部隊・給水車と日本水道協会の応援要員・給水車の派遣について調整を行う。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
保健医療部生活衛生課	生活衛生課内	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・約5名の職員が執務を行える広さ	コピー機1台、長机2本、椅子5脚、ホワイトボード1台、FAX1台、PC2台、電源、事務用品

### (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
公益社団法人日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱	県支部の正会員又は正会員外(西粟倉村)で応援要請をした団体	県支部の正会員	県支部内に災害が発生した場合は、応急給水、応急復旧等について相互に協力する。必要と認めるときは、中国四国地方支部へ応援を要請する。応援に要した経費は、原則として応援都市の負担となっている。 正会員外の市町村から応援の要請を受けたときは、同様に応援することができるものとするが、応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担となっている。
公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	同上	中国四国地方支部の正会員	県支部は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部へ応援を要請する。地方支部は、地方支部内の他の県支部に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担となっている。

### (6) 今後の取組方針

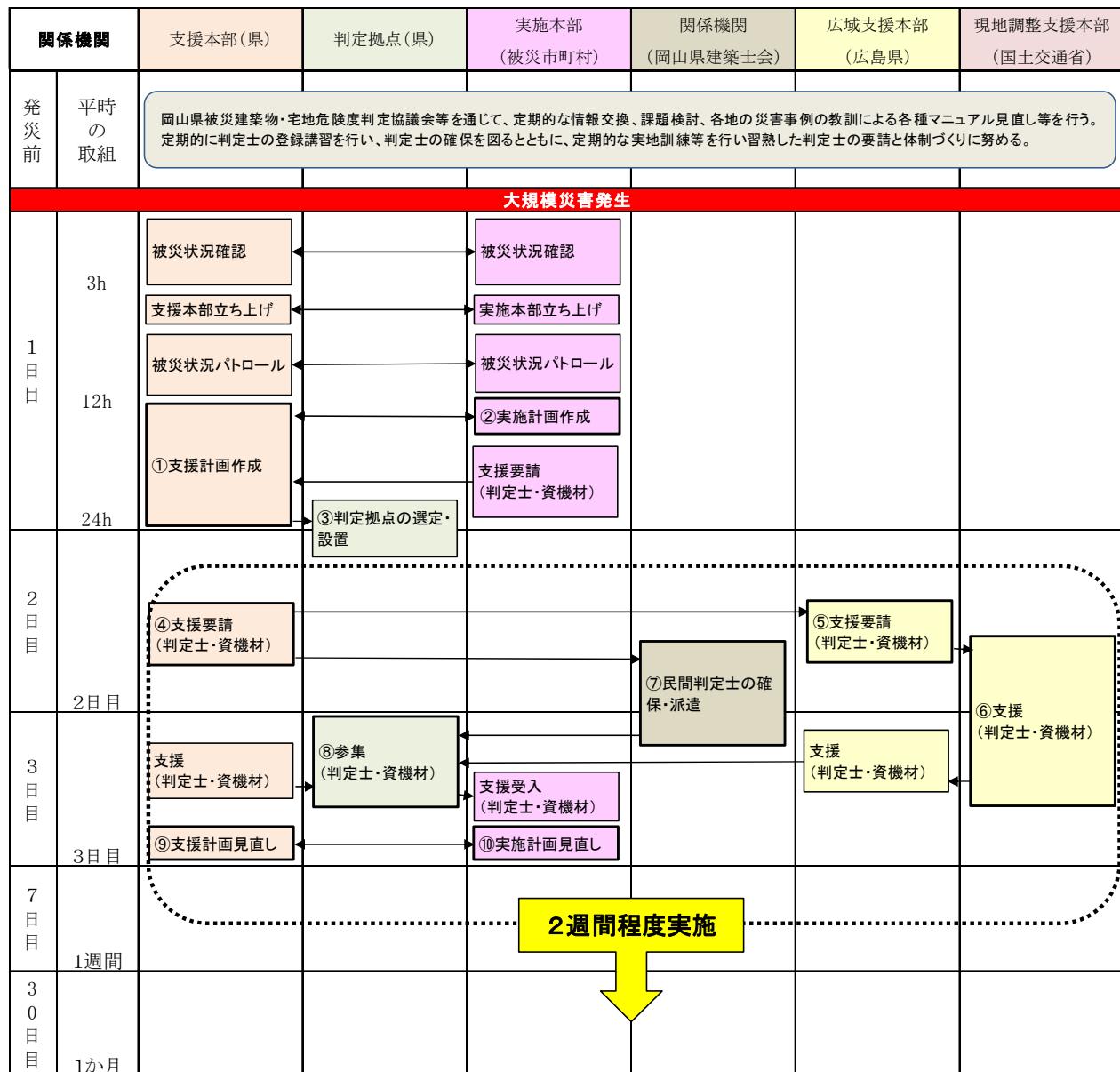
- 災害時に初期対応を円滑に行うため、県と日本水道協会岡山県支部の間で、勤務時間外でも情報共有が円滑に行えるよう、毎年度当初に連絡体制の確認を行う。

## 9 被災建築物応急危険度判定実施計画

### (1) 概要

発災後3日目までに、支援本部の体制を確立し、4日目以降に本格的な判定活動を開始する。その後は、進行状況に応じて判定支援計画を見直す。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
支援本部（県）	①	支援計画の作成	支援本部（県）は実施本部（市町村）と調整を図りながら、支援計画書を作成する。
	④	支援要請	支援本部（県）は、岡山県建築士会を通じて民間判定士の参集要請をすると同時に、広域支援本部（広島県）へ広域支援要請を行い、判定士の確保をする。
	⑨	支援計画の見直し	支援本部（県）は、実施本部（市町村）と調整を図りながら、随時支援計画の見直しを行う。
判定拠点（県）	③	判定拠点の選定・設置	県内・他県からの判定士の参集場所として、判定方法・区域の説明、結果の取りまとめ作業ができる場所を選定する。
	⑧	参集（判定士・資機材）	各所からの応援判定士や資機材は、一度判定拠点に集約し、判定コーディネーターの指示により、各市町村へ配分される。
実施本部 (被災市町村)	②	実施計画の作成	実施本部（市町村）は被災状況から判定日数、必要判定士数、必要資機材数等を検討の上、実施計画を作成し、支援本部へ支援要請をする。
	⑩	実施計画見直し	実施本部（市町村）は、判定活動の実施状況を勘案し、随時実施計画の見直しを行う。
関係機関 (岡山県建築士会)	⑦	民間判定士の確保・派遣	岡山県建築士会は支援本部（県）から要請を受けた場合は、民間判定士へ参集の旨を伝達する。
広域支援本部 (広島県)	⑤	支援要請（判定士・資機材）	支援本部（県）から広域支援要請を受けた広域支援本部（広島県）は中国・四国ブロック内での判定士確保に努めるが、それでも不足する場合は現地調整支援本部（国交省）を通じて他ブロックへ支援要請をする。
現地調整支援本部 (国土交通省)	⑥	支援（判定士・資機材）	広域支援本部（広島県）より支援要請を受けた現地調整支援本部（国土交通省）は他ブロック幹事県へ支援要請し、判定士及び資機材の調達を行う。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
支援本部（県）	県庁 6 階 建築指導課	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・約 20 名の職員が執務を行えるスペース	コピー機（A3 印刷可能なもの） 会議机、椅子、ホワイトボード FAX、PC（6 台）、電源、事務用品
判定拠点（県）	県立大学等	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・200 名程度の判定士参集スペース ・100 台程度の駐車場 ・高速道路 IC に近く、県内各地への自動車交通網が確保されている。	コピー機（A3 印刷可能なもの） 会議机（10~20 脚程度）、椅子 プロジェクター又はモニター（PC 画面を投影可能なもの） ホワイトボード（5 台程度）、FAX PC（4 台程度）、電源、事務用品

## (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
被災建築物応急危険度判定要綱 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	岡山県	都道府県 国土交通省等	他都道府県登録判定士の派遣
岡山県被災建築物応急危険度判定要綱等	岡山県	建築士会	民間判定士派遣に関する連絡調整
岡山県災害救援ボランティア登録制度要綱（県民生活交通課）	岡山県	岡山県	建築物応急危険度判定ボランティア（民間判定士）の保険料と旅費 ※県外判定士は除く

## (6) 今後の取組方針

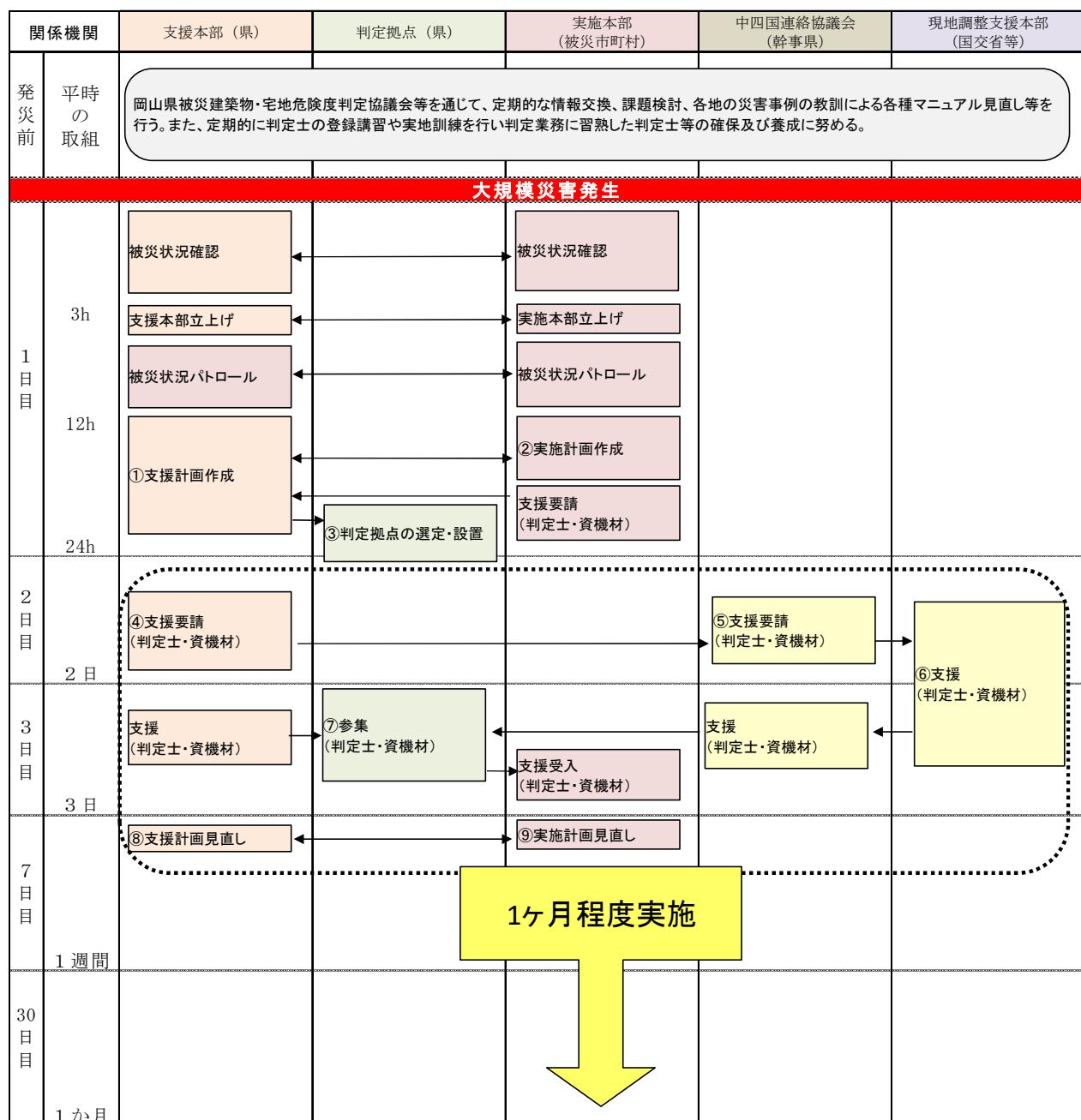
- ・ 判定士が被災地で迅速に活動できるよう、判定拠点の候補地を県内各所に設定する必要があるため、候補地について、各施設管理者へ協議を行う。
- ・ 被災状況パトロールについて、被災地を管轄する県民局が使用する様式を整理する。

## 10 被災宅地危険度判定実施計画

### (1) 概要

発災後3日目までに、支援本部の体制を確立し、4日目以降に本格的な判定活動を開始する。その後は、速やかに判定活動を終了できるよう、進行状況に応じた判定支援計画を見直す。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
支援本部 (県)	①	支援計画の作成	支援本部(県)は実施本部(市町村)と調整を図りながら、支援計画書を作成する。
	④	支援要請	支援本部(県)は、広域支援本部(幹事県)へ広域支援要請を行い、判定士の確保をする。
	⑨	支援計画の見直し	支援本部(県)は実施本部(市町村)と調整を図りながら、随時支援計画の見直しを行う。
判定拠点 (県)	③	判定拠点の選定・設置	県内・他県からの判定士の参集場所として、判定方法・区域の説明、結果の取りまとめ作業ができる場所を選定する。
	⑧	参集(判定士・資機材)	各所からの応援判定士や資機材は一度判定拠点に集約し、判定調整員の指示により、各市町村へ配分される。
実施本部 (被災市町村)	②	実施計画の作成	実施本部(市町村)は被災状況から判定日数、必要判定士数、必要資機材数等を検討の上、実施計画を作成し、支援本部へ支援要請をする。
	⑩	実施計画見直し	実施本部(市町村)は、判定活動の実施状況を勘案し、随時実施計画の見直しを行う。
広域支援本部 (幹事県)	⑤	支援要請(判定士・資機材)	支援本部(県)から広域支援要請を受けた広域支援本部(幹事県)は中国・四国ブロック内の判定士確保に努めるが、それでも不足する場合は現地調整支援本部(国交省等)を通じて他ブロックへ支援要請をする。
現地調整支援本部 (国交省)	⑥	支援(判定士・資機材)	広域支援本部(幹事県)より支援要請を受けた現地調整支援本部(国交省等)は他ブロック幹事県へ支援要請をし、判定士及び資機材の調達を行う。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
支援本部(県)	県庁6階 建築指導課	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・約20名の職員が執務を行えるスペース	コピー機(A3印刷可能なもの) 会議机、椅子、ホワイトボード FAX、PC(5台)、電源、事務用品
判定拠点(県)	県立大学等	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・200名程度の判定士参集スペース ・100台程度の駐車場 ・高速道路ICに近く、県内各地への自動車交通網が確保されている。	コピー機(A3印刷可能なもの) 会議机(10~20脚程度)、椅子 プロジェクター又はモニター(PC画面を投影可能なもの) ホワイトボード(5台程度)、FAX PC(4台程度)、電源、事務用品

## (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
全国被災宅地危険度判定連絡協議会規約	岡山県	都道府県	実施に係る経費は、原則として派遣を要請した市町村又は県が負担する。
中国・四国被災宅地危険度判定連絡協議会規約	岡山県	中国四国 ブロック県	実施に係る経費については、原則として派遣を要請した市町村又は県が負担する。

## (6) 今後の取組方針

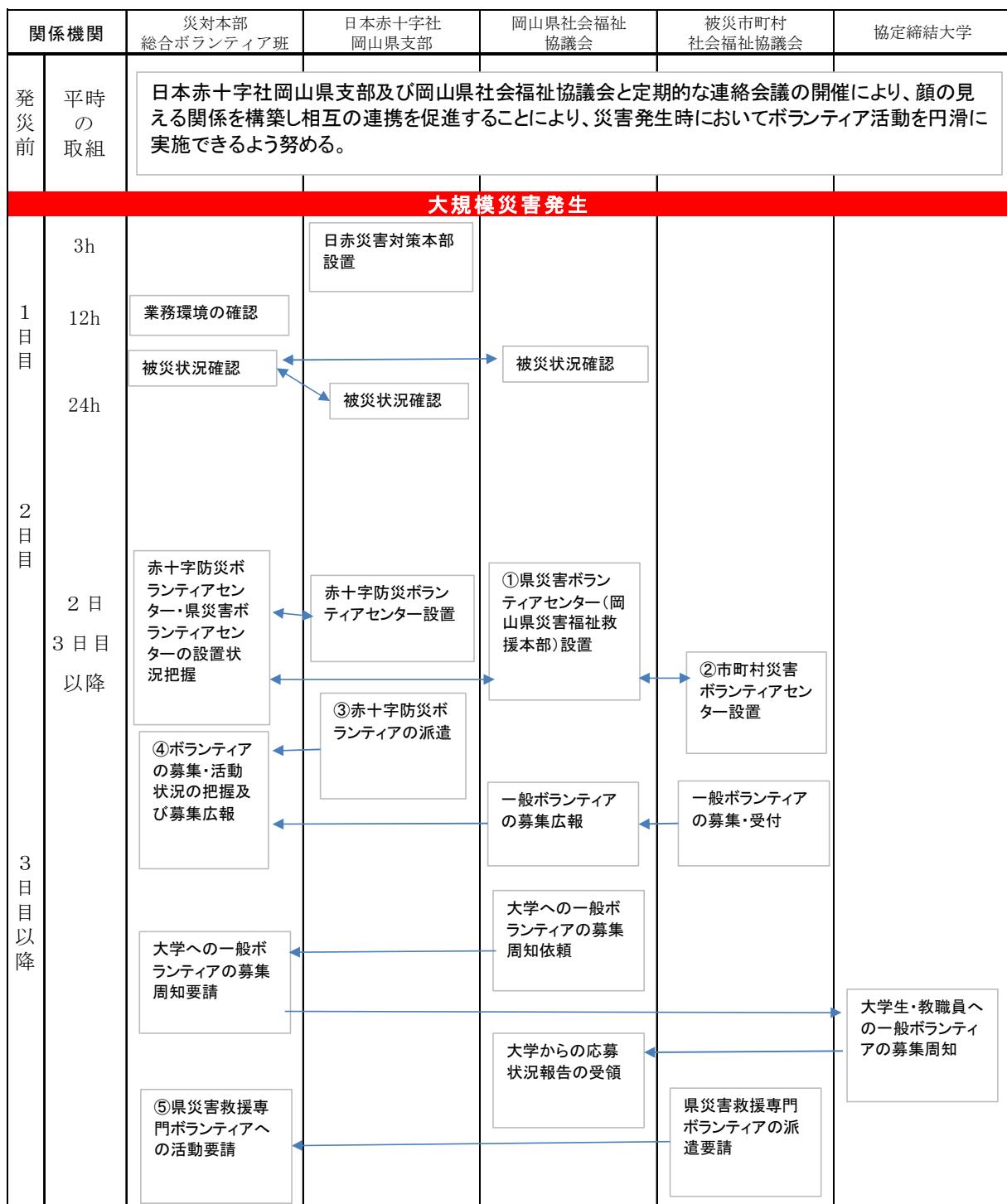
- ・ 判定士が被災地で迅速に活動できるよう、判定拠点の候補地を県内各所に設定する必要があるため、候補地について、各施設管理者へ使用の協議を行う。
- ・ 市町村において、円滑に支援要請等が行うことができるよう、協議会を開催し、様式の使用方法等の確認を行う。

## 11 災害ボランティアの受入れ

### (1) 概要

県災害対策本部総合ボランティア班において、各種のボランティアを所管する班の統括を行うとともに、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会の災害ボランティアの募集等に関する情報の収集、提供等の連絡調整を行う。また、協力要請の必要が認められる場合又は被災市町村の社会福祉協議会等からの要請があった場合は、災害救援専門ボランティアに対し活動要請を行う。

### (2) タイムライン



### (3) 各機関の活動内容

機関名	番号	活動内容	留意事項
災害対策本部 総合ボランティア班	④	ボランティアの募集 広報	市町村災害ボランティアセンターが募集する一般ボランティアについて、報道機関及び県ホームページを通じて広報する。
	⑤	県災害救援専門ボランティアへの活動要請	必要と認められる又は派遣要請のあった災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）の活動要請を行う。
日本赤十字社 岡山県支部	③	赤十字防災ボランティアの派遣	独自に養成し、又は募集したボランティアにより、赤十字の行う災害救護活動を支援する。また、必要に応じて県災害ボランティアセンターと連絡調整を行う。
岡山県社会福祉協議会	①	県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）設置	必要に応じて設置し、県災害対策本部との連絡調整を行うとともに、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、被災市町村災害ボランティアセンターの運営支援を行う。
被災市町村 社会福祉協議会	②	市町村災害ボランティアセンター設置	必要に応じて設置し、被災地のボランティアーズの把握等を行うとともに、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会との連絡調整を行う。

### (4) 活動環境

活動機関・活動内容	活動想定場所	必要とする環境	必要な物的資源
災害対策本部 総合ボランティア班	県庁8F 県民生活交通課内の会議スペース	・電気の使える環境 ・電話、FAX、インターネットの通信環境 ・約5名の職員が執務を行える広さ	PC5台、長机2本とイス5脚、事務用品

### (5) 応援協定等

協定等の名称	受援者	応援・支援者	費用負担等の留意点
岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定	県内の被災した地域を所管する社会福祉協議会	岡山県社会福祉協議会 県内市町村社会福祉協議会	原則として、支援する社会福祉協議会が負担する。
災害時における被災者支援ボランティアに関する協定	岡山県社会福祉協議会	県内17大学 岡山県	—
中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定	岡山県社会福祉協議会	中国地方の県、政令指定都市社会福祉協議会	原則として、支援する社会福祉協議会が負担する。
災害ボランティアセンターの運営等に関する協定	岡山県社会福祉協議会	日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会	—

### (6) 今後の取組方針

- 災害時には、個人ボランティアだけでなく、様々な分野で活動するNPO等のボランティア団体による支援も重要であることから、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、NPO等との情報共有会議や研修等を通じて、平時から連携を図る。

## 第5章 平時からの取組

### 第1 人材育成

本計画の発動決定後、直ちに必要な体制を確保し、計画に沿った業務が的確に遂行できるよう、計画的に研修、訓練を実施する。

#### (1) 研修計画

災害時に効果的な市町村支援や部局間動員が行えるよう、本計画で定める要員確保の考え方を踏まえ、次により危機管理課及び関係部局において計画的に研修機会を設け、応援動員等が想定される職員に積極的な受講を促す。

また、受講者リストをデータベース化し、効果的に活用する。

研修種別	実施主体	対象者
防災配備要員研修	危機管理課、各県民局地域づくり推進課	本庁及び県民局、地域事務所の防災配備要員
現地災害対策本部要員研修	危機管理課	本庁及び県民局の応援派遣を想定する職員
リエゾン要員研修	各県民局 地域づくり推進課	県民局のリエゾン派遣要員
危機管理研修	人事課	新規採用職員、主任級職員及び所属長等マネジメント職員
災害応急業務等専門研修 <例> 避難所運営、住家被害認定、 公衆衛生活動等	危機管理課又は他部局等からの応援動員を必要とする課	要員確保計画に定める部局の職員等

#### (2) 訓練計画

危機管理課は、本計画の実効性を高める実践的な要素を取り入れた訓練を毎年度、企画・実施し、市町村や防災関係機関と連携した初動対応及び応急対応能力の向上を図る。また、各部局においても、所管する災害応急対策に係る協定締結団体等、関係機関との連携訓練の機会を積極的に設け、個別分野での対応能力を高めるよう努めるものとする。

これらの取組を通じ、国の関係部門、市町村、災害時応援協定締結先、防災関係機関等と相互に「顔の見える関係」を構築しておく。

### 第2 人材活用

県災害対策本部要員等や被災市町村へ派遣する応援職員など、災害時の業務経験を有する要員を確保するため、災害対応業務経験者（県内の市町村職員を含む）をデータベース化するとともに、定期的に研修を実施し、災害時の円滑な業務遂行に努める。

また、業務継続計画に位置付けられた非常時優先業務について、年度ごとにあらかじめ担当

する職員を決めておき、事務分掌に明記するとともに、不足する職員数を見積もることにより、災害時に迅速に応援職員を要請できる体制を整備する。

### 第3 協定締結の推進

災害時に関係団体等からの応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、各部局において、災害応急対策の実施に資する協定締結や内容の充実を進めるとともに、災害時の緊急連絡先の定期的な確認や応援・受援の具体的手順等のマニュアル化等、協定の実効性を高めるよう取り組む。

### 第4 課題改善の取組み

本計画に基づく活動を円滑に実施する上で障害となる諸課題については、今後、速やかに関係部局が改善に向けた検討を行い、具体的な改善策を講じる。また、全庁的に取り組むべき共通課題及び各部局固有の課題について、危機管理課が取組みの進捗状況を定期的に取りまとめて全庁的に共有し、計画的かつ着実に改善を図るものとする。

＜早急に取り組むべき共通課題＞

- ・ 岡山県庁 BCP に定める非常時優先業務のさらなる絞り込みや効率化
- ・ 各部局の受援業務及び受援調整部の業務マニュアル等の整備
- ・ 市町村 BCP を踏まえた市町村支援業務の内容・ボリュームの見積もり
- ・ 市町村の受援体制の整備及び県との役割分担等に関する認識の共有
- ・ 活動拠点となる会議室の環境整備（電源、通信、資機材等の機能確保）など

